

予 算 常 任 委 員 会

日 時 令和6年3月19日(火) 午前10時
 会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 10名
 委員長 柳 井 哲 也
 副委員長 藤 田 尚 美
 委 員 石 原 幸 雄
 遠 藤 憲 子
 杉 森 弘 之
 甲 斐 徳之助
 磯 山 和 男
 伊 藤 知 子
 出 澤 大
 水 梨 伸 晃

説明員	市 長	沼 田 和 利
教 育 長	川 村 始 子	
市 長 公 室 長	飯 野 喜 行	
経 営 企 画 部 長	二野屏 公 司	
総 務 部 長	野 口 克 己	
市 民 部 長	吉 田 茂 男	
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 恭 子	
建 設 部 長	長谷川 啓 一	
教 育 部 長	小 川 茂 生	
議 会 事 務 局 長	滝 本 仁	
会 計 管 理 者	関 達 彦	
市長公室次長兼秘書課長	稲 葉 健 一	
広 報 政 策 課 長	植 田 英 子	
経 営 企 画 部 次 長 兼 財 政 課 長	糸 賀 修	
政 策 企 画 課 長	淀 川 欽 市	
創 生 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	椎 名 弘 文	
デ ジ タ ル 推 進 課 長	大 町 泰 介	
総 務 部 次 長 兼 人 事 課 長	本 多 聡	
総 務 課 長	橋 本 円	
管 財 課 長	小 林 浩 子	

契約検査課長
 税務課長
 収納課長
 市民部次長兼市民活動課長
 総合窓口課長
 リフレ市民窓口課長
 地域安全課長
 防災課長
 教育委員会次長兼教育企画課長
 教育委員会次長兼スポーツ推進課長
 学校教育課長補佐
 学校教育課長補佐
 指導課長
 文化芸術課長
 生涯学習課長
 中央図書館長
 保健福祉部次長兼医療年金課長
 保健福祉部次長兼高齢福祉課長
 社会福祉課長
 こども家庭課長
 保育課長
 健康づくり推進課長
 環境経済部次長兼商工観光課長
 環境政策課長
 廃棄物対策課長
 農業政策課長
 建設部次長兼下水道課長
 都市計画課長
 空家対策課長
 建築住宅課長
 道路整備課長
 監査委員事務局長
 農業委員会事務局長
 庶務議事課長

書記

//

//

門倉史明
 晝田典義
 大和田伸一
 飯島希美
 橋本早苗
 齊藤孝順
 風間正志
 菊地孝夫
 吉田充生
 高橋頼輝
 野口治明
 森田博行
 河村博行
 木本拳周
 糸賀珠絵
 斎藤正浩
 石野尚生
 宮本史朗
 石塚悟美
 長江弘美
 糸賀崇子
 野口信子
 藤木光二
 飯島敦子
 岩瀬義幸
 後藤勇雄
 野島正弘
 飯島章友
 柴田賢治
 中山晋一郎
 加藤大典
 大里明子
 榎本友好
 飯田晴男

関根隆行

保坂正博

渡辺純子

〃	津	脇	正	晴
〃	宮	田		修
〃	椎	名	紗	央里
〃	田	上	洋	子

令和6年第1回牛久市議会定例会予算常任委員会審議日程表

月 日 等	部 課 等 名	審 議 項 目
3月19日(火) 午前10時 第3会議室	環境経済部 建設部 農業委員会事務局	令和6年度一般会計歳入歳出予算中 ・環境経済部、建設部等所管の歳入 ・環境経済部、建設部等所管の歳出 (令和6年度課別事務事業一覧参照)
	保健福祉部	・令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算 ・令和6年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出予算 ・令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算
	環境経済部 建設部	・令和6年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出予算 ・令和6年度牛久市下水道事業会計歳入歳出予算

午前10時00分開会

○柳井委員長 おはようございます。

これより、前回に引き続き予算常任委員会を開きます。

ここで、執行部説明員より発言の訂正を求められておりますのでこれを許します。健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 健康づくり推進課、野口です。よろしく願いいたします。

昨日の予算常任委員会保健福祉部の議会における私の答弁に関しまして、一部訂正させていただきたくここで述べさせていただきます。

遠藤委員の質問の中で、産後ケアを実施している施設につきまして、市内はつくばセントラル病院1か所との答弁でしたが、もう1か所、ひたち野西にA t e L uという助産院がありまして、そこでも産後ケアを令和3年度から実施しておりますので、正しくは2か所ということになります。市外合わせて8か所というのは変わりありません。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○柳井委員長 一般会計予算の審査に当たり、建設部より令和6年度予算位置図について配付の依頼がありましたのでこれを許可し、サイドボックスに掲載しました。

まず、執行部の説明につきましては、令和6年度の新規事業や制度の改正等を含め、特に説明を要する内容についての歳入、歳出の順にて御説明をいただきたいと存じます。その後、質疑応答の方法で審議をいたしたいと思えます。

なお、発言をする場合には挙手によって発言を求め、委員長の許可を受けた後、マイクを使用し発言するようお願いいたします。また、発言をする際は着席をしたままで結構ですので、あらかじめ申し添えます。

これより議事に入ります。

令和6年度一般会計予算の環境経済部、建設部等所管について問題に供します。

まず執行部の説明を求めます。環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 改めましておはようございます。環境経済部の藤木です。環境経済部所管の令和6年度の予算概要につきまして御説明させていただきます。

環境経済部の歳入予算総額は3億7,725万9,000円で、前年度と比較しますと4.7%、1,691万2,000円の増額計上となっております。これは、主にバイオディーゼル燃料の売りさばき量の増加等によるものでございます。

歳出予算総額は21億6,183万3,000円で、前年度と比較しますと0.6%、1,247万6,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、クリーンセンター等の施設管理における光熱水費の減額等によるものでございます。

次に、各課における予算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、環境政策課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、県補助金などで、歳入総額は前年度比30.3%、1,200万9,000円増の5,159万7,000円の計上となっております、歳出につきましては前年度比2.1%、453万8,000円増の2億2,24

2万3,000円の計上となっております。増額の主な理由といたしましては、BDFの納品先拡大に伴い製造量を増量することによるものでございます。

歳出の主な事業でございますが、環境衛生費におきましては、合併処理浄化槽設置助成、うしくあみ斎場運営支援、バイオマスタウン構想の運用などに2億174万5,000円を計上しております。公害対策費では、自動車騒音振動調査、河川水質調査などに792万7,000円、また雑草除去費として空き地の雑草除去委託に1,148万8,000円を計上しております。

次に、廃棄物対策課でございますが、歳入につきましては、じんかい処理手数料などで、歳入総額は前年度比0.6%、150万3,000円増の2億6,120万円の計上となっております、歳出につきましては前年度比6.2%、1億205万9,000円減の15億3,299万1,000円の計上となっております。減額の主な理由といたしましては、先ほども申し上げましたがクリーンセンター光熱水費の減等によるものでございます。

歳出の主な事業でございますが、じんかい処理費におきましては、一般廃棄物や資源物の収集、清掃工場維持管理、焼却灰の処分などに14億5,940万7,000円、し尿処理費として龍ヶ崎地方衛生組合負担金などに5,492万6,000円を計上しております。

次に、農業政策課でございますが、歳入につきましては、森林環境譲与税、県補助金などで、歳入総額は前年度比8.3%、339万5,000円増の4,418万9,000円の計上となっております、歳出につきましては前年度比14.3%、1,551万4,000円増の1億2,382万6,000円の計上となっております。増額の主な理由といたしましては、青果市場財政調整基金がないため、青果市場特別会計への一般会計繰出金が増えたことによるものでございます。

主な事業でございますが、農業振興費におきまして、農業者支援として青果物等出荷用梱包箱補助金、新規就農者に対する補助金や農地中間管理事業の推進など9,196万7,000円。農地費として、各土地改良区に対する運営支援として1,528万7,000円を計上しております。

次に、商工観光課でございますが、歳入につきましては、貸付金元利収入などで、歳入総額は前年度とほぼ同額の2,027万3,000円の計上となっております、歳出につきましては前年度比32.6%、6,953万1,000円の計上となっております、ハートフルクーポン事業のプレミアム拡大分によるものでございます。

主な事業でございますが、商工振興基金におきましては中小企業への資金融資助成、商工会運営助成やハートフルクーポン事業、消費生活センター運営など2億1,169万1,000円。観光費としてアヤマ園等観光施設の維持管理や観光協会支援、かっぱ祭りなど6,995万6,000円を計上しております。

最後に、農業委員会となりますが、歳入につきましては、県補助金などで、歳入総額は前年度比23.6%、95万円減の307万7,000円の計上となっております、歳出につきましては前年度比2.6%、40万円減の1,469万8,000円を計上しております。減額の主な理由といたしましては、令和5年度にあった農業委員会等の改選に伴う事務費等が令和6年度にはな

くなったことによるものでございます。

主な事業でございますが、農地法に基づく審査を行う毎月1回の総会及び継続事業として月2回の農地パトロールを実施し、無断転用の防止及び優良農地の確保に取り組んでおります。

以上が、環境経済部所管の予算概要でございます。

○柳井委員長 建設部長。

○長谷川建設部長 建設部、長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

建設部所管の令和6年度予算概要につきまして御説明をさせていただきます。

建設部の歳入予算総額は3億9,272万6,000円で、前年度と比較しますと5.8%、2,420万8,000円の減額計上となっております。

歳出予算総額は17億8,355万2,000円で、前年度と比較しますと7.0%、1億2,547万3,000円の減額計上となっております。

次に、各課における予算の概要につきまして御説明をいたします。

初めに、道路整備課でございますが、歳入につきましては、国庫支出金、道路占用料など、歳入総額は前年度比1.9%、637万5,000円増の3億2,838万2,000円の計上となり、歳出につきましては前年度比3.2%、2,836万7,000円増の9億142万5,000円の計上となっております。

歳出の主な事業でございますが、道路橋梁総務費におきまして道路台帳を加除修正する事業として1,000万円を、道路維持費におきまして市道の補修委託、また舗装修繕計画に基づく市道2990号線、通称カントリーラインの舗装修繕など8,000万円を、同じく橋梁を維持管理する事業として令和5年度に引き続き牛久駅東歩道橋修繕工事に5,200万円を計上してございます。道路新設改良費として継続して狹隘道路の拡幅整備に6,444万円、国土強靱化計画に基づく市道整備、通学路整備等に1億7,910万円、また排水路整備費として道路の雨水排水対策や既存団地の雨水排水を整備するなど4,550万円を計上してございます。

次に、都市計画課でございますが、歳入につきましては、手数料、使用料や国庫支出金など、歳入総額は前年度比3,604万5,000円減の958万2,000円の計上となっております。歳出につきましては前年度比10.9%、4,711万5,000円減の3億9,940万円の計上となっております。

主な事業でございますが、都市計画総務費におきまして立地適正化計画の見直しや、地区計画の変更602万6,000円、公園費として植栽管理に1億4,896万円、遊具改修など2,262万3,000円、自然観察の森の運営等に4,437万2,000円を、駅周辺整備費の中で駅周辺環境を適正に管理するなどして4,134万3,000円を計上してございます。

次に、空家対策課でございますが、歳出につきまして前年度比86.8%、601万1,000円増の1,293万円を計上してございます。

主な事業でございますが、令和6年度も略式代執行を行う予定で、解体撤去費用として249万7,000円を計上し、引き続き管理不全の空き家に対し指導・助言の実施、空き家・空き地バンクの利用促進、無料相談会の開催などを行い、空き家等対策計画に基づく空き家の発生抑制、

空き家の利活用及び管理不全空き家の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、建築住宅課でございますが、歳入につきましては、国庫支出金、市営住宅使用料などで、歳入総額は前年度比11.0%、546万2,000円増の5,476万2,000円の計上となっております。歳出につきましては、前年度比46.2%、2,198万7,000円増の6,934万8,000円の計上でございます。

令和6年度の主な事業でございますが、建築指導費におきまして公開用データ作成費として399万3,000円、木造住宅の耐震化を支援する事業といたしまして19万4,000円、住宅管理費として市営住宅の建物を維持管理する等5,678万3,000円、市営住宅を運営するなど376万8,000円を計上してございます。

最後に、下水道課となりますが、公共下水道費において下水道事業会計への負担金、補助金、支出金として前年度比25.1%、1億3,472万3,000円減の4億44万9,000円を計上してございます。

以上が、建設部所管の予算概要でございます。

また、先ほど委員長より御報告いただきましたが、道路整備課における事業箇所を示す令和6年度予算位置図、建設部道路整備課その1、その2をサイドブックに掲載させていただきましたので御参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○柳井委員長 これより環境経済部、建設部等所管について質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。水梨委員。

○水梨委員 水梨です。よろしくお願ひします。

まず、105ページからいきます。ふれあい訪問収集を実施する、こちら前年度に対して予算がちょっと上がっておりますが、これはそのようなことをもう事前に情報収集して、ふれあい訪問収集に行く家庭が増えたのかとか、それともこれから増える予定なのかとか、その辺をちょっとお示しいただければと思います。

次、113ページ、企業を誘致し進出希望企業を審査する、これ全てちょっと詳細を、もう少し詳しくお伝え願えればと思います。

121ページ、こちら最後です、まちづくり団体の活動を支援するなんですが、こちら内容がひたち野うしくまちそだて協議会、これたしかイルミネーションかなんかの事業だったと思うんですが、ほかの部でブリアントヴィルうしくというイルミネーションの事業がなくなりましたが、こちらのひたち野うしくに関しては継続していくのか、予算が変わらないと思うので、その辺教えていただきたいと思ひます。

以上3点です。お願ひします。

○柳井委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 廃棄物対策課の岩瀬です。よろしくお願ひします。

ふれあい訪問収集の御質問についてお答えしたいと思ひます。

まず、対象の人数なんですけれども、令和4年度の末では38世帯が利用していただいております。

ます。令和5年度2月末現在では43世帯利用していただいているものになります。

予算が上がった理由でございますけれども、こちらは委託料の増加は人件費の増、単価の増加によるものになります。

以上になります。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 企業誘致に関する内容ということで、主なところといたしましては、まず報償金でございますけれども、企業誘致条例に基づきまして2社に対し補助金を支出することで404万円を計上させていただいております。

あとは、大きなところだと積立金ということで、企業誘致事業推進基金の積立金1,000万円ということになっております。これは、一般質問等でもお話しは出ておりましたけれども、新たな企業誘致の補助制度を設けるに当たりまして、来年度4月から施行になりますけれども、補助金そのものが発生してくるのは令和7年度からになってくるということになりますので、それに向けた積立てとして1,000万円を計上させていただいているものです。よろしいでしょうか。

以上になります。

○柳井委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 都市計画課です。

先ほどの御質問、ひたち野うしくまちそだて協議会、こちらは引き続きウインターイルミネーションを継続で行う予定になっております。

以上です。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

再質問、企業を誘致し、報償費に関して2社に対して400万円ということだったんですが、この2社というのはどうやって選ばれたような形になるのでしょうか。もともともう決まるところになるんですかね。お願いします。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 再質問にお答えいたします。

今回の2社につきましては、一社が令和2年度指定で3年目になります、令和6年度で3年目になります。もう1社が令和3年度指定で2年目の支出になります。継続して3年間ということですので、支払いをしている企業になります。

以上になります。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○柳井委員長 ほかに質問ありましたら。伊藤委員。

○伊藤委員 よろしく願いいたします。

117ページ、0106、橋梁を維持管理する、こちらの修繕工事をしながら周りの環境整備

はどのように行っていくのか伺います。

119ページ、0107、のり面对策工事を実施する、のり面の調査はどこをされるのかを伺います。

それから121ページ、0105、空き家の適正管理及び有効活用を推進する、令和6年度はどここの解体撤去を考えているのかお伺いたします。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。よろしく申し上げます。

1件目の橋梁を維持管理するの、修繕をしながら周りの環境整備というところなんですけれども、こちら駅東歩道橋の工事を予定しております、今年度塗装工事の塗り替え等を実施しております。来年度に残りの修繕工事を実施する予定なんですけれども、こちらは舗装面の修繕、あと照明ですかね、こちらの修繕等を予定しております。

周りの環境整備につきましては、一般質問でも話は出たところなんですけれども、関係各課とも協議しながら、牛久駅と牛久シャトーへのアプローチ、案内方法も含めて、検討しながら整備をやっていきたいと考えております。

それと、2つ目ののり面の工事の件につきましてですけれども、こちらにつきましては南5丁目のちょうど緑ヶ丘区民館の南側になるんですけれども、こちらで市所有ののり面がありまして、こちらの修繕という形で、まずは調査を来年度実施したいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしく申し上げます。

令和6年度実施を予定しております解体撤去についてですが、こちらについては場所的などところについては岡見町上池台地内でございます。こちら既に特定空家等に認定しております、こちらの物件、所有者がもう不存在になってしまっておりますので、こちらは市で解体撤去を行いまして、その後売買等で売ってまいりたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。橋梁の周りの環境ということで、橋梁だけきれいにしても、周りがまたそれに対してきれいになって、特にそのシャトーまでの動線がきれいになっているといいなと思っていたところですので、どうぞよろしく申し上げます。

答弁は結構です。ありがとうございます。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 よろしく申し上げます。

まず99ページの、0109、バイオマスタウン構想を運用する、でございますが、昨日視察に行かせていただきまして、改めて意義あることを行っていたらんだなと感じたんですが、2008年にバイオマスタウン構想を公表してからもう16年目ですか、15年以上たって、

現状どう評価しているのかということと、牛久市のホームページを見ると、市民から実際どのような効果があるのかという声を聞きまして、僕もホームページ見てみたんですが、この資料が多分もう10年以上、池辺市長のときに作られた資料でもうかなり古いんですね。これは更新して、例えば去年1年間でこれほどのCO₂削減しましたよとか分かりやすく発表していただくと、市民からの理解も得やすいのかなという感じがします。その辺どう思っているのかということをお伺いしたいです。

それと、103ページ、0101、飲用地下水を調査するんですが、これはどういった調査をするのか、市内何か所ぐらいを調査するのか、これ水質検査等も含まれるのか、ちょっとお願いします。

それと111ページ、0112、新規就農者を支援するんですが、これも具体的な支援内容、近年の実績と、今年度想定する人数はどれぐらいなのかというのを教えてください。

以上です。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課、飯島です。よろしくお願いたします。

まず、御質問のバイオマスタウン構想、バイオマスタウン構想を運用する事業の、バイオマスタウン構想の評価ですね。こちらにつきましては、平成20年からバイオマスタウン構想を始めて、バイオマス産業都市に認定を受けまして、二酸化炭素削減に向けた各種事業を行っております。いろいろ環境基本計画や地球温暖化防止対策実行計画等定めて各指標等を定めて実施しているところですが、まず温暖化対策計画の中で、2013年度を基準年度として2030年までに二酸化炭素33.3%削減目標に掲げておりますけれども、現状としましてまだ三、四%しか、基準年度と比べて減少していない状況でございます。

また、これを今後その目標達成に向けてどのように進めていくかというのは、今実際行っているBDFやペレットの製造、また令和4年度に行った一般住宅のLEDの助成事業等、いろいろな事業を行っていく中で、少しでもその目標値に近づける、達成に向けてですね、また2050年度にはゼロカーボンシティ、二酸化炭素実質排出量ゼロという目標もありますので、それに向かって行っていくようにしたいと思っております。今、現状としてはまだ4%程度の削減となっております。

バイオマス産業都市につきましては、令和6年度で認定の期間が終了いたしますので、今後どうしていくか、また新たに産業都市として認定を受けるのかどうかということで、実績の報告や、今度の申請の準備も控えております。それに伴いまして、今後市長と相談して方向性も決めながら、今やっている事業どのように行っていくかというのも検討しながら、今後の継続について協議していきたいと考えております。

その実績等をホームページで、申し訳ありませんでした、大変古い情報だったということで、今お話ししたような現状を分かりやすくお伝えできるように、掲載について準備してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、103ページの飲用地下水を調査する事業につきましてですが、こちらにつつま

しては、市内で久野町と桂町の井戸、阿見町から有害物質が出たことに伴って検査をしているものなのですが、こちらを年2回、7地点の井戸を水質調査しております。

また、牛久町におきましてヒ素が検出されたことがございまして、こちらの井戸9地点、年1回水質検査をしております。

久野町、桂町の井戸につきましては、1か所一般細菌が基準値を超えて、大幅に超えていたということで検出をしまして、こちらにつきましては既に所有者の方に連絡は行っております。こちらにつきましては、全て井戸をそのまま利用していただいておりますけれども、飲用をなるべくしないようにということで、生活用水としては利用して飲用の際は煮沸を10分以上するとか、浄水器を使うとか、そちらをお話ししているところです。

牛久町の井戸につきましては、全て県南水道を引いておりますので、兼用で生活用水として井戸を利用している御家庭もありますけれども、こちらにつきましては全てトリクロロエチレンという成分が基準値を超えているということで検出されております。こちらにつきましても飲用として利用しないように、利用するときは生活用水として利用するようにということで、お伝えしているところでございます。

以上です。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課、後藤です。よろしくお願いたします。

新規就農者を支援するの事業につきましては、まず農業次世代人材投資事業補助金、また新規就農者育成対策営農開始補助金につきましては、新規就農者の就農直後の経営確立に資する資金を県から補助金をいただきまして支出しているものでございます。実績等につきましては、まず農業次世代人材投資事業補助金につきましては令和6年度は1名で、新規就農者育成対策営農開始補助金につきましては現在2名受けているところと、あと新たな就農者がいた場合の対応として2名分の事業費を見込んでございます。これまで、これらの補助金を活用しまして8名の新規就農者が支援を受けて新規就農してございます。

また、新規就農者育成研修費補助金につきましては、こちら令和6年度からの新規事業といたしまして、新規就農者の研修受入れ先に対する補助金でございます。新規就農希望者がいた場合、その研修受入れ施設というのがどうしてもないというような状況でございました。これについては、理由としましてはやはり個人農家で例えば受け入れる場合については、やはりはっきり言ってしまえば不必要な労働力を確保して研修をさせなければいけない。研修生を受け入れた場合については、どうしてもそれに対する対価、人件費がかかるわけでございます。ですので、そういったところからどうしても研修生の受入れというところについては二の足を踏んでいた農家さん、それから法人さんがおられていたということで、どうしても新規就農者を受け入れられる農家、法人がなかったということもございました。そういったような農家さんや、法人さんのほうからもお話がございまして、新規就農の今回の補助金の創設に至ったわけでございますけれども、内容としましては基本的に個人農家への研修につきましては、例えばかっぱ大根を作りたい、かっぱ大根で新規就農したいとなりますと、部会員の方に聞きますと2年間の研修期間がどうしても

必要であると。これについては品質の確保であるとかそういった面からも2年間研修を積んでいただきたいというようなお話がございました。しかし、県の補助金で新規就農者に対する、研修生受入れ施設に対する補助金については1年しか補助金が出ないものですから、その残りの1年分を市がカバーをするというような内容でございます。

また、法人については、向こう5年間は補助金が出るんですけども、個人農家と比較しますと金額がちょっと安いというようなことがございまして、個人農家については10万円県から補助金が出るんですけども、法人については5万円しか出ないものですから、5万円分をかさ上げしまして、同額の補助を2年間にわたって支援していきたいということでございます。

いずれにしても、県の補助金を活用していただいた上で、市がその残りの分をカバーするというような内容でございますので、そういったところで今回新規に事業として立ち上げをさせていただいたというところでございます。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 ありがとうございます。バイオマスタウンのほうはまだ4%ということで、ただ今後も、このバイオマスタウン構想については切れませんがということで、新たな取組をしていくということで、視察に行ったときに本当すばらしいなと思ったので、ぜひともまた形を変えてでも継続していただきたいと思います。今後の効果評価なんかは、新しくホームページでまた市民に向けて発信していただければと思います。

それと、地下水のほうは、水質検査等行っていると思うんですけども、これって今、全国各地で問題になっているPFAS、PFOAについてというのは、検査とかというのは予定はあるのかということのを再質問したいんですけども。

それと、一般質問で災害があった場合の避難場所についても井戸を掘っているという御答弁あったと思うんですが、その検査はどうなっているのかということのを併せてお願いします。避難所に造っている、井戸を掘っているという御答弁があったので、その検査を行っているのかということについても併せてお願いします。

それと、新規農業のほうは、牛久市にとってはかなり農業は大切な産業になると思うんですね。かなり力を入れていただいているのかなと思います。引き続き、新規就農者が増えるような施策のほうをお願いいたします。

以上になりますが、よろしく申し上げます。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

PFASの検査につきましては、今新たな検査項目として言われておりますが、県南水道企業団のほうでは新しく検査を入れて行っているということなんですけれども、牛久市の検査では今入れておりませんで、今後の見直しで入れていくようにしたいと思っております。

防災用の井戸の検査につきましては、防災課のほうでちょっと検査をされているかどうか確認をしてみますので、していますか、はい、ありがとうございます。

すみません、いいですか、補足で。先ほど4%削減、今現状でと申し上げたんですが、今環境省から牛久市内の削減量として出ているのが令和2年度までなんです。今後、LEDの各世帯に補助金を支出して導入していただいたその成果、効果が出てくるのがまだ2年ぐらい先になりますので、またその都度ですね、御報告させていただければと思います。

以上です。

○柳井委員長 あと、答弁はいいですか。ほかに。それでは磯山委員。

○磯山委員 3点お願いいたします。

まず111ページの1番下の0102、里山の再生を進める、これたしか城中のところだと思うんですけども、これの積立金が1,350万円ぐらいですか、これのちょっと意味合いを教えてください。

それから、113ページの観光施設の美観を保つ、これはたしかアヤメ園のことだと思うんですけども、昨年まで年間幾らかかかっていて、どのような作業を業者にやらしてもらっていたのか。それと、入札で造園業者になったと聞いたと思うんですけども、その前に、入札前、ある団体がこのアヤメ園をやっていたと思うんですけども、そちらに幾ら払っていたのか、平均で結構です、それをまず教えてください。

それと119ページ、0101で、道路の雨水排水施設を整備する、その後の0102も既存団地ということで同じなんですけれども、こちらに関してはたしかU字溝の蓋がけなのかなと思うんですけども、その蓋がけをするU字溝の基準ですね。例えば、主要な道路のところだけとか何かあるかと思うので、それと今後この蓋がけをしていくのに、結構蓋がけのないところ、ちょっとあれですけども、災害なんかあった時、夜中だと危なかったりもするんですね。結構大きい事故もありますので。これ、どのような形で、どのように進めていって、完全にU字溝の蓋をするとか、その辺のところを、計画をちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課です。

御質問いただきました積立金の御質問でございますけれども、こちらにつきましては、森林環境譲与税が歳入で入ってございますけれども、そちらの入ってきた金額を一度基金に積み立てまして、森林整備や温室効果ガス削減目標に資する事業等に流用するために一度基金に積み立てているところでございます。最終的には、財政課のほうの判断においてそれに資する事業に対して財源充当するようなことになってございますけれども、例えば令和5年度については、全額を基金に積立てをしているところでございます。

どういったものに、充当するかというところでございますけれども、災害対策であるとか、林道整備とか、人工林の整備など、そういったハード的なものについては、山林地帯のほうが多うございますけれども、今までの例でございますと、今はその用途については認められていないんですけれども、昨年度については自然観察の森の間伐材を利用した木育用のおもちゃ作成、そういったものに充当した経緯がございます。

今後想定される用途でございますけれども、公共施設等の木質、木造化等々に利用されるのではないかなというところでございます。

以上です。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 アヤメ園につきましてお答えさせていただきます。

まず、昨年度の委託料といたしましては、令和4年度ですね、869万円の契約になっております。ちなみに令和5年度につきましては902万円の契約となっております。

それから、令和元年度まで団体のほうに契約を行っていたんですが、こちらについてはおおむね平均しますと800万円前後の金額となっております。造園業者さんへの入札での委託になってから、アヤメ園の駐車場側の樹木の剪定だとか除草作業とか、そういったものをちょっと追加をしている関係で、全体的には最近のが100万円ぐらい事業費が上がっている、100万円ぐらいですね、ちょうど、団体さんに発注していたのは大体800万円ぐらいなんですけれども、今年度に関しては900万円ということになっております。

内容といたしましては、アヤメ園に関しては除草、施肥、水管理、薬剤散布、切株分け、植付け、間引き等々、委託になっております。それプラス、先ほども申し上げたその周辺の樹木の剪定ですとか、そういったものも含まれております。

以上になります。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。よろしく申し上げます。

排水施設整備費の中の既存団地の雨水排水施設を整備すると、もう一つの上の道路の雨水排水を整備するというところのお話で、団地内のU字溝整備のお話だと思いますので、基本的にはそれは今言った0102の既存団地の雨水排水施設を整備するのほうの事業でやっている内容となります。

蓋がけということなんですけれども、基本的には古い団地で蓋のかかっていない側溝があると思うんですけれども、その老朽化もありまして、あとは蓋もかかっていないというところがありまして、側溝そのものを蓋と一体というか、蓋とセットになっている側溝に入れ替えるというような形の工事を順次実施しております。

その路線、団地内の中でもどういった路線を優先というか、選定しているかというところなんですけれども、一応行政区長さんとも協議させていただきまして、団地内の優先順位等もちょっと協議をしながら、実施する路線のほうは市と行政区と協議して選定させていただいて、進めさせていただいているところでございます。

今後の計画というところなんですけれども、国の補助金を使って整備できる地区と、国の補助金が活用できない地区等がありまして、そちらについては、あとは下水道の整備状況もありますので、合併浄化槽を使われている団地等もありますので、そういったところをちょっと優先的に、U字溝の整備という形で進めさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 まず、アヤメ園なんですけれども、団体に払っていたのが年間800万円、その後業者に払っていたのが約900万円ということでよろしいんですかね。

今回これ2,100万円ですか、かかるんですよね。業者に委託する前というのは、私もアヤメ園何度も行かせてもらったんですけれども、きれいに咲いていましたよね。ところが、業者に入札、委託した後、どんどんどんアヤメの姿はなくなって、雑草ばかりになってきて、去年も見に行きましたけれども、ここの部屋の3分の1あるかないかぐらいのところに黄色いアヤメが雑草の中から咲いていたような状況でした。先ほど、植え替えであるとか、薬剤散布であるとかとなったんですけれども、これ本当にその作業はやられていたのかというのは、指導とかというのはされてきたと思うんですけれども、その辺のところをどういうふうを確認をしてこられたのかをちょっとお聞きします。

あと、今回これだけのお金がかかるようになったのはなぜなのか。団体さんがやったときは、結構それなりにずっと続いていたわけですよね。なぜ、こんなような状況で、こんなお金を使わなきゃならなくなったのかを教えてくださいたいと思います。

それと、先ほどのU字溝なんですけれども、こちらは、これ全部を変えるという考え方あるんですか、それとも行政区のほうから必要に応じて変えるということなのか、その辺だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 まず、金額の件ですけれども、委託料として2,100万円計上させていただいております。先ほどちょっとアヤメ園ということだったのでアヤメ園だけの話をさせていただきましたけれども、この2,100万円の中には、アヤメ園もそうなんですけれども、得月院だとか、かっぱの碑のトイレの清掃の委託ですとか、その浄化槽の維持管理の点検の費用、あとは植栽関係の雲魚亭とかですね、かっぱの小径とかですね、そういったところの周辺の植栽管理の費用も含まれておりますので、2,100万円となっております。

花の咲き具合がよくなかったという話は伺っております。連作障害みたいなのが起きているということになっておまして、委託先といいますか、根本的には、この前の補正のときにもお話しさせていただいたんですけれども、土の全面的な入替えとか排水施設の改修とかをしていかなければならないと考えております。これまで、造園業者さんに替わってからも、いろいろ独自に考えてやっていただいたりとか、こちらのほうもそれは確認、一緒に協議しながらやらせていただいているんですけれども、結果としてはあまり花の咲きの状態はよくないということになっています。これについては、繰り返しになりますがそういった土の入替えとか、そういったものをちょっとやっていかなければならないのかなと思っております。

ただ、事業費のほうは、今ちょっと概算で考えている金額でもかなりの大きな金額になっておりますので、その辺をもう少し絞っていきたいという話もありますし、土の入替えにしてもどこをどの程度やらなきゃいけないのかといったところも、もう少しちょっと検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 U字溝の整備計画で団地内の全部の側溝を交換していくのか、それとも要望等があった箇所だけなのかというところなんですけれども、基本的には市のほうも団地内全部を交換するという形で計画はしております。ただ、一度にできる路線範囲等も限られておりますので、そこら辺でどこから手をつけてやり始めるかというのは、行政区さんのほうとも協議してやらせていただいているというのが状況ですので、一応考えとしては基本的にはもう団地内全部を交換するという考えではいるところでございます。

以上です。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 先ほどアヤメ園だけというふうな理解してしまって申し訳なかったです。でも、アヤメ園のほうでこれ、今回予算として幾らまず計上するのか、それを教えてください。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 アヤメ園につきましては、予算について予算要求として1,214万4,000円となっております。これについては、今どこもそうだと思うんですけども人件費等様々な高騰しております、あと除草作業等の単価の見直し等も行ったことによりまして、若干増額になっております。

以上です。

○柳井委員長 磯山委員。

○磯山委員 入札してきた業者は、このアヤメ園をちゃんとやるということで入札で得たと思うんですよね。ところが、ああいう状況になるというのは、その連作どうこうというのも、それもやはり専門家であればそういうことは考えてやるはずであると思うんです。ですので、ああいうような状況になってしまうというのは、それで今牛久市の観光名所ということでも出しているんですよね、あれ名所になりますか、あれ来た人何と思うかなと思うんですよね。もう少し、正直、しみじみとですね、業者のほうにも指導するなりしてやってもらわないと、ちょっとあれ本当に、遠くから見に来た人は何だと思ってしまうので、ひとつそのところはよろしくお願ひしたいなと思って、終わります。

○柳井委員長 ほかに。それでは、甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくお願ひします。3点質問します。

まず99ページ、0103、飼い犬を登録し狂犬病を予防する予算なんですけれども、この中で12番の委託料が300万円計上されています。これはこれまであった事業と思うんですけれども、次年度委託料に計上している理由をお聞かせください。

その下で、犬猫の避妊去勢手術費用補助費176万円ということで、これの現況が分かれば御説明をいただきたいと思ひます。

2点目です。113ページ、ハートフルクーポン事業なんですけれども、0106、ハートフルクーポン券事業を支援するんですが、この補助金。これに関しては前回の臨時議会も含めて、

プレミアム20%を実施しているところでありましてけれども、何か寄せられたお話ですと、後期の販売額並びに使用できる期間が前期分に比べて短いという声があったそうでございます。はがきで申込みされているので、これ考え方として今後取組をどのように考えているのかが1点であるのと、あと20%というのは今後も続けていくのかどうなのか。これはちょっと、質問になるか提案になるかなんですけれども、また考え聞きたいんですけれども、これは実際やっている事業者から、今後やっていく事業者さんたちから聞いたんですけれども、例えばですけれども、何度か定例会の質問でやらせていただいているキャッシュレスカードのほうをプレミアム分をつけて、紙媒体は10%でやったりとか、そういうすみ分けをするようなお考えを持っていないかどうかということを含めて、2点目の質問にいたします。

最後なんですけど、ごめんなさい、ちょっと戻ります。

109ページ、0102、農業や漁業団体等の活動を支援するの中の経営発展等支援補助金ということで、こちらは内訳は一応確認を取らせていただいているんですが、一応御答弁内容でいただきたいと思います。プラス、それぞれの内容ですね、教えていただければと思いますので、あとこれが民間であるかということも含めて御確認しておきたいと思います。

以上3点です。よろしくをお願いします。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課です。お答えいたします。

99ページ0103、飼い犬を登録し狂犬病を予防する事業の委託料ですね、狂犬病の予防接種の事業なんですけど、こちら今までもずっと継続して行っている事業でございまして、4月に土日4日間で行われる狂犬病の予防の集合注射、こちらの料金なんですけれども、これ今までは一旦会計課に歳計外、歳入歳出外の現金として預け入れをしまして、その4日間の合計金額を県の獣医師会のほうにそのまま払い出して、支出という流れで実施していたんですが、こちらになりますと予算書の中に、予算決算に出てこないという状況でございまして、こちらは今まで決算書に掲載されておりました。それで、市の事業として行っているものでありまして、事業費の適正な執行管理ということもありまして、今後歳入及び歳出をきちんと予算として計上して、収入を受けて執行するという流れに変えましょうということで、こちら計上させていただいております。

続きまして、その下の犬猫の避妊去勢手術費補助金ですね。こちらは、市内に居住する方の飼い猫、飼い犬の不妊や去勢手術の助成、また飼い主のいない猫の不妊手術、去勢手術の助成を行っている事業でございまして、飼い主のいる犬猫につきましては一部、不妊、犬は4,000円、猫は3,000円、去勢につきましては犬が3,000円、猫が2,000円。飼い主のいない猫につきましては、行政協力員さんという方が市内に8名いらっしゃいまして、そちらの方が地域の猫、野良猫等を、子供を産んでしまったりということがないように繁殖を防止するために、地域の方の協力も得ながら捕獲をして、手術をして里親、次の飼い主につなぐという取組を行っております、それ獣医師さんの協力を受けて、お金のかからないように全額助成、不妊につきましては1万4,000円、去勢につきましては9,000円の補助をして、野良猫の減少です

ね、あと里親、次の飼い主につなげていくという取組をしているところでございます。

件数につきましては、飼い主のいる犬猫の手術件数が令和6年の1月末現在で193件、いない猫の手術件数が99件となっております。

以上です。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 ハートフルクーポン券に関してお答えをさせていただきます。

まず、先日の後期分につきまして使用期間等々短かったということでございます。これにつきましては、通常であれば、この前と言えば12月1日から販売ということなんですけれども、これが申込みの方法を変えたりといったことがありまして、2週間ぐらい遅れたというような、これは間違いない事実ですので、これから今後の販売については、今の事業主体は商工会さんになるので商工会さんと協議をしているところなんですけれども、申込制をまた採用するというのは多分そうなると思いますので、そういった期間をきちんと考慮して、今までの販売の開始のと同じ時期に販売できるように、それを直していきたいと考えております。

20%続けるかということなんですけれども、もともとハートフルクーポン券事業は地元の事業者さんの支援ということから始まっておりまして、昨今の物価高騰対策ということも含めて住民の方へ、市民の方への支援も含めて20%ということになっております。令和6年度につきましては引き続き20%でいくということによって予定しております。その後続けていくかということなんですけれども、この辺につきましては今後の販売の状況だとか、景気の動向だとかそういったところを踏まえながら継続するのか、また元に戻すのか、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

キャッシュレス化の話ですけれども、これまで何度もお話が出ておりますが、いずれもちろんキャッシュレス化になっていくんだと思っております。先日の申込制にしたことによって得られたデータの中に、この間申し込まれた方の中で60歳以上が6割なんです。70歳以上で約4割の方がいらっしゃるというところもあります。総務省なんかの調査でも、70歳以上でスマートフォンとかを使用されているのが半分ぐらいだということも、データもあるようですので、そういったところを考えますと、いきなりキャッシュレス化というのはなかなか難しいのかなと考えていまして、あと、使用する側もそうですし、地元の事業所さんのほうに対しても、キャッシュレス化にすることによって御負担になってはいけないということもあると思いますので、その辺も含めながら、すみません、改めてもう少し検討していきたいと思っております。

以上です。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業や漁業団体等の活動を支援するの経営発展等支援補助金1,000万円の内訳の御質問についてお答えさせていただきます。

先般、開催されました市議会議員全員協議会においてグリーンファームの最終の収支計画をお示しいたしましたが、収支を安定化させ黒字化を目指すものの、経営転換期の初年度は赤字との

予想になっていることから、目安として500万円程度を経営安定化分として、また作物の転換や6次産業化など、新たな収入の確保や省力化に資する資機材等の購入に充てる経営発展支援分として300万円程度、そして不採算農地の返却時に生じる境界くいの復元費用を支援する農地返還時諸費用として200万円程度予定をさせていただきます。

資機材の導入につきましては、今後の収支の状況を見極めながら優先順位をつけ導入するよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 まず、グリーンファームの1,000万円なんですけれども、これは前回は経営安定化の内容で1,000万円だったわけで、今回発展支援補助金という形で安定化が500万円、発展支援分で300万円、境界くい等は今後整えていくというのは事前に聞いているので理解するんですけれども、その安定化分で半分持ってっちゃう、ちょっと私からしてみれば、要はもう訳が分からない状況に実際なっているわけですよ、グリーンファームさん。この間、視察もさせていただいて前向きな経営計画はお聞きしましたけれども、ちょっと考えていかなきゃいけないなと思います。補助金を2回に分けてしかもやるわけですよ、今年度と来年度みたいな。この辺は、課長が質問で我慢してくれと言っているので我慢しますけれども、執行部はぜひこの第三セクターについてはよく考えていただきたいなという意見ですので、質問でございませぬ。

それと、ここから再質問なんですけれども、ハートフルクーポンに関してなんですけれども、先ほどちょっと答弁内容が少しニュアンス違ったのかなと思うんですけれども。キャッシュレス化を推進してきますよ、その中に、質問内容は20%分はキャッシュレスカードのほうに付与して、そういうのを使い切れないとか、差別化じゃないですけれども、図るために紙媒体等は10%とかとかいうのはどうかなというお考えはないかという話なんですけれども。実際それを総合すると、実際キャッシュレスやるしかない話になっちゃうんですけれども。もう一回お聞きしたいと思います。

それと、飼い犬の狂犬病のほうなんですけれども、犬じゃなくて猫なんですけれども、去勢、避妊の、結論から言えば市が補助しているという話じゃないですか。私、現場の皆さんから聞いているのは、それは分かるんです、ただ1つ問題点があって、譲渡するときに、終わって譲渡するときに頂いているらしいんですよ。その扱いは、皆さんのほうで把握されているか。結局補助金出されたその手術等は、渡す人たちの経費ではないですよ。でも頂いている方がいるらしいんですよ。すごく不満を言っていたので、それどうなっちゃってんみたいな。私は分かりませんと言ったんですけれども、確認しますという話で終わらせたんですが、ちょうどいい機会だったので、それが逆に戻ってきているのか、そのまま保留で、逆に譲渡さんの利益といたら変ですけれども、そういうふうなプールになっているのか。確認が取れているのかお尋ねします。

以上2点ですね、よろしく申し上げます。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 すみません、再度質問にお答えします。

キャッシュレス化をしてそちらを20%、紙媒体の場合10%ということで、今後キャッシュレス化を進めていく上で、そちらを促進する手段としては考えられるものだと思います。ただ一方で、やはりその公平性というか、そういったものを見ていったときにどうなのかなということも正直なところなので、その辺はちょっと、先ほどもお答えしたようにキャッシュレス化の検討等含めて、その辺も含めて検討をさせていただければと思います。

以上です。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 再度の御質問にお答えいたします。

私のほうでも、行政協力員の方からそのようなお話は伺っております。譲渡する先に餌代とか、あとはワクチン代とか、あとは実費で請求しなければいけないものを手術費用として、市から補助を受けて手術しているのに手術費も含めてその譲渡先に請求しているということが、聞いたよということで話、それは他市町村のお話なんですけど、そうやって二重で請求しているというのを聞いたよという話を受けまして、牛久は全額手術費補助してくれているんだからその手術費を引いて、もらってくれる方に請求しないとまずいですよねという話を聞いたので、それはもちろん間違いなく引いた額で請求してくださいということはお伝えさせていただきました。また、ただですね、お聞きしたのは一部の方なので、実は今週金曜日に行政協力員さんの会議がございますので、そこでそういうケースが牛久市でもあったのかどうかというのを、ちょっと現状を確認をさせていただきたいと思いますが、その場でもくれぐれも牛久市の助成で手術を受けた猫ちゃんを譲渡先に譲る場合は、必ずその経費は市で払っているものなので、今度の新しい飼い主には請求しないでくださいということ、くれぐれもということでお伝えしたいと思います。

○柳井委員長 ここで暫時休憩といたします。随分遅れてしまいましたけれども。

再開は11時25分です。よろしくお願いいたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 よろしくお願います。

ページ、98、99、款4項1目4の0108、ゼロカーボンのまちづくりを推進するであります。補助金の環境配慮型機器導入補助金と、省エネ診断支援補助金というのがありますが、その内容とこの間の実績をお示しいただきたいと思います。

それと、この事業項目に入るのかどうかというのははっきり分からないんですが、当初予算の審査に係る執行部資料の中で、17番目に公共施設の太陽光発電パネルの設置状況と今後の計画というのがありました、いいのかな、これはここで、大丈夫ですか。ありましたが、2009年に設置が始まって、2020年に最終という状況のようですが、以降計画がなく、今後の設置予定はありませんと書かれているんですが、それでよいのかということで問題提起をしたいと思

います。計算すると、全部合わせても545キロワット程度しかまだなっていないというところで、これからの環境問題、先ほどのあれもありましたけれども、バイオマスの話もありましたけれども、そしてまた電気の自給という問題、電気代の不安定状況という問題、災害時の備えというところからすると、これで今後終わりということではなく、考えていくべきではないかと思いますがいかがかということです。どのように検討されているのかということをお聞きいたします。

それと、これと関連してこれはお聞きしたいんですけれども、脱炭素先行地域再エネ推進交付金というのが、国が募集しているのを御存じかと思えますけれども、2030年度までにCO₂排出実質ゼロを目指すという国の目標というものに沿って、先行地域をつくりたいということで応募しているようですけれども、これについては検討されているのかどうか。そのことについてお聞きいたします。

次に、ページ102、103、款4項2目3、0104焼却灰を処分するということですが、現在処分場の問題でやられている、処分場に置かれていると思えますけれども、現状今どういう形で処分場というのは確保されているのかということと、将来計画の問題はどういうふうにされているのかということ。それから、焼却灰の放射能検査のあれは続いているのかどうか、またその結果はどうかということについてお聞きいたします。

それから、3つ目が、ページ、116、117の、先ほど出ました橋梁を維持管理するというところで、駅東歩道橋の改修工事についてですが、シャトーに通じる市内の名所の一つにもして、ライトアップも考えるということのようでしたけれども、私はそれを進める上で名前を、愛称といいますか、それが必要なのではないかと。駅東歩道橋というんじゃ全くぱっとしないとか、地図に書くのでもそんな名称ではちょっと話にならないなど。やっぱりシャトー、あるいはワインということと併せてですね、イメージが付きやすい名称というのを考えたかどうかと思えますけれども、公募ということも可能かと思えますが、そういう検討はどういうふうに行われているのかということについてお聞きいたします。

以上です。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 それでは、環境政策課の御質問にお答えいたします。

99ページのゼロカーボンのまちづくりを推進する事業の補助金、まず環境配慮型機器導入補助金につきまして御説明いたします。こちらにつきましては、環境配慮型の機器、こちらですね、太陽光からの発電からその電気をためる蓄電システムを新設するお宅ですね、そちらについて1基につき5万円、こちらの条件につきましては市税等の滞納がないこと、また茨城のエコチャレンジというものがあまして、そちらに登録をしていただくということが条件なんです、そちらを対象にしまして1基当たり5万円の補助を55台で計上しております。一部、県からの補助金もこちらに入っております。

あと、ガスから発電、また給湯にも使えるエネファームにつきまして、1基当たり新設4万円を10台で補助を計上しております。

省エネ診断支援補助金、こちらにつきましては、令和6年度から新設したものでございますが、

こちらにつきましては事業所ですね、市内に事務所または事業所を有する事業者のうち市税の滞納がなく、反社会的勢力またはそれらのものとの関係を有しない事業者を対象にしまして、一般財団法人省エネルギーセンターが提供する省エネ最適化診断を行った経費を補助するもので、診断料1万6,500円の全額を上限に3件の補助を想定しております。

この診断は、国の事業者向けの省エネ設備導入に関する補助金を申請する際の要件となっているものでございまして、その診断料を補助することで省エネ設備の導入を積極的に進めていただき、企業のCO₂削減がさらに進むことで、市全体のCO₂削減量が少しでも進めばと考えております。

事業者の規模によって診断料が変わってまいりますので、件数は前後する場合がございます。予算額に達した時点で締切りとなります。また補助を受けた事業所に対して、事業効果の検証や資料提供の協力を要請することができるようにする予定であります。

茨城県にも同じような補助金がございまして、こちら申請要件となっている省エネ診断については、一定の条件を満たせば県の補助で無料で受けられるようになっておりますけれども、県のエコ事業所への登録が必要であったり、茨城エコチャレンジに賛同する必要があったりと、また事業所の規模も年間のエネルギー使用量が1,500キロリットル未満と限定されていたり、補助金の限度額も100万円未満となっているほか、国の補助金と併用ができなくなっておりますので、国の補助金はエネルギー使用量は問わなかったり、中小企業、大企業で補助率は違うものの補助金の上限は1億円となっていることで規模が違うものとなっておりますので、そちらの補助金を利用、ぜひ活用していただきたいということで今回計上させていただいております。

続きまして、公共施設の太陽光発電パネルの設置状況の今後の計画ということで、こちらですね、現状の設置でそれ以降の設置の予定はないということで、こちら資料を御提供させていただいたんですが、こちらにつきましては現状、現存している施設で設置可能なところについては今現在設置している状況でございます。ここに出ている他の小中学校ですとか、あとここにはない福祉センターなどは屋根の形状が設置に適していなかったり、また屋根の方向が北を向いていたりで発電に適さないということで、現状設置していない状況でございます。

今後、設置が予定されているおくの義務教育学校につきましては、今回設置予定はありませんということで申し上げたんですけれども、計画を立てて段階的に設置という予定はないんですが、新しくできる施設に関しましては設置が可能であればぜひ設置をしていただけるように、おくの義務教育学校につきましても確認しましたところ、20キロワットの発電の太陽光パネルが設置されるということですので、今後も新しい施設ができる際には設置をしていただけるようこちらからも働きかけをしてまいりたいと思っております。

続きまして、脱酸素の先行地域ということでございまして、こちらつくば市とかでも既に指定を受けて取り組んでいると把握しております。牛久市につきましても、今現状ではちょっと検討までは行っていないんですが、今後様々な効果が出てくる中で、先行地域としてふさわしいものであるかちょっと分かりませんが、検討していきたいとは考えております。

以上です。

○柳井委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 私のほうから焼却灰のことについてお答えしたいと思います。

まず牛久市の焼却灰ですけれども、県内3か所、県外2か所、合計5か所で処分をしていただいております。本来ならば牛久市内に最終処分場が設けられれば一番いいことであるとは思いますが、ただ牛久市は平たん地が多くて、居住地とか耕作地とか混在しているような状況におきましてはなかなか牛久市内に最終処分場を確保するというのは難しいのかなと考えているところがございます。そういったところからも、今後も引き続き当面の間は分散して外部委託を継続せざるを得ない状況だと考えてございます。

放射能測定なんですけれども、こちらは現在も行っております。頻度といたしましては、月に1回行ってございまして、こちら飛灰と主灰と両方計測してございます。受入先のほうにつきましても、そちら放射能のセシウム濃度につきましては相変わらずこれ以下じゃないと受入れ駄目ですよというような話で変わってはございません。

牛久市の焼却灰に対するセシウムの線量ですけれども、飛灰のほうが120ベクレルパーキログラム、主灰のほうにつきましては26.42ベクレルパーキログラムですね。そちらで数値は出ております。

以上になります。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。橋梁維持管理するの御質問にお答えします。

今年度、来年度とかけての予定の駅東歩道橋なんですけれども、正式名称では議員おっしゃったとおり駅東歩道橋という名称がついております。先ほどの御質問でもありましたとおり、来年度床面のレンガ調の仕上げであったり、間接照明を含めたアーチ部分のライトアップ等も予定しております。周辺の環境整備というところも含めて、牛久駅から牛久シャトーへの動線上の橋梁にもなっておりますので、関係各課とも協議してアプローチ方法や案内方法も検討していくというお話ししたと思うんですけれども、その中で議員御提案のあった愛称ですかね、こちらのほうも、やはりランドマーク的なものにしたいということもありますので、そういった愛称ですかね、そこら辺も含めて関係各課とも協議して進められていけたらなと思いますので、それも検討させていただきたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 最初の、脱炭素先行地域再エネ推進交付金というあれですけれども、私は先日会派で千葉の匝瑳市というところに視察に行ってみまして、そこは植木の全国的にナンバー1位、2位を争う産業にしているところで、その廃材やなんかも含めて環境政策というのはこの間やってきたところなんですけれども、今ソーラーシェアリングを柱にしてこの脱炭素のあれを、ちょうどつくば市と同じように2023年にそれを獲得したということでもあります。私は、何を柱にしていくのかというのはいろいろ地域の状況あると思いますけれども、ソーラーシェアリングというのは一つのやっぱりこれからの、農業も含めてやるという、農業をしながら発電をすると

いうやり方ですよ。上に、要するに農地、今実は水田もやるということなんですよ。水田でもやれるということで進んでいるようですよけれども。全ての農地の上に、そういうあれを置いてすね、発電による利益というのを農業の一つの基盤、収入の基盤にしていこうということも含めて進めているようですよけれども。匝瑳市ではかなりそれが大規模に進んでいるようですよ。これは市がやっているというよりも、むしろ民間のNPOが始めて、それが今株式会社になって、かなり産業として進んできているということで、その資金を調達する一つの柱としてこれになっていると。実は、何か匝瑳市に聞くと、5年間で50億円を上限とする基金らしいですよ。かなりの額になるものようです。グリーンファームの問題というのもありますけれども、そういったことも含めてこれから検討していく対象では、なるかならないかは別にしてですよ、ものではないかと思います。ちなみに、第5回の募集が今年の6月17日から28日まで行うということですので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、焼却灰のあれですよけれども、これは県内3か所、県外2か所ということですよけれども、以前と変化したところがあるのかどうか、そのことについてだけ確認をさせていただきたいと思います。

あと、駅東歩道橋については、それにふさわしい名前をぜひつけていただきたいなと思います。

○柳井委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 最終処分場の箇所数なんですよけれども、こちらは以前と変わってございません。県内であれば3か所は平成11年から、クリーンセンター開場当初から行っているところもありますし、エコフロンティアかさま、こちらは平成17年から焼却灰の処理をいただいています。県外につきましては、山形県米沢市のほうであれば平成12年からお願いしているところではございますし、秋田県の小坂町、こちらのほうも焼却灰の処分をお願いしているところがございますけれども、こちらは平成27年から処理をお願いしているところでございます。

以上であります。

○柳井委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、3点質問したいと思います。

まず、101ページの0114の、有害虫等を駆除する、スズメバチということで、以前に大きな、皆さんから意見が出て、こういう形で今なっているということは存じています。補助金についてですね。これは多分、個人のところからあったときに補助金が対象となるんですが、例えば通学路とか行政区ですね、そういうような管理をしているところで病虫害、スズメバチが発生したような場合の対応とかというのでも市で対応していると思いますが、その状況などがあればお知らせください。

それと107ページです。就労団体と連絡調整をするということの補助金ですね。中小企業の退職金共済制度加入促進補助金、金額的には79万2,000円という計上であります。この補助金、よく私たちは中退金ということで、中小企業の働いている方々に退職金の制度ということでは、やはり広報の仕方もありますし、今の現在の状況等がどうなのか伺います。

同じ、ページ107の農業委員会のところなんですよ。前年度と比べますと、農地の基本台帳

とか農業委員の農政活動の支援、これがどうも優良農地が、どこかに事業が統一をされたんですけども、今までのちょっと事業が見えなくなっちゃっているということではどうなのか、事業の削減につながるのかをちょっと心配するものなので、伺いたいと思います。この農業委員それから農地利用最適化推進委員、この人数、それとその方々の事業ですね、どういうふう to 実施をされているのか。先ほど、農地パトロールというのもありましたが、そういう問題も含めまして、お伺いをいたします。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 御質問ありがとうございます。

101ページの0114、有害虫等を駆除する事業につきまして御説明いたします。

こちらスズメバチの駆除費の補助金なんですけれども、対象となりますのがやはり個人でして、市内に所在する土地もしくは建物を所有、使用、管理または賃借する個人となっております、スズメバチの巣の駆除費の2分の1で5,000円を上限として補助しております。

こちら今まで、令和5年度までは年間1回のみとさせていただいたところなんですけど、やはり同じところにまた巣を作ってしまったりですとか、また庭と屋根にとか2つ作られてしまったというケースもございましたので、来年度からは複数回の申請が可能とさせていただく予定でございます。

また、申請期間も巣が発生してから1か月以内としていたところなんですけど、こちらもいろいろ皆さんお忙しいので、御用事があつたりして遅れてしまうというケースもありましたので、こちら年度内であれば申請が可能ということで、改正させていただく予定でございます。

個人以外の、通学路ですとか行政区の管理等で巣が発見された場合なんですけれども、今年度のケースとしまして、通学路でもうぶんぶんスズメバチが飛んでいるので危ないからどうにかしてほしいということで、こちら緊急対応費ということで9万9,000円予算確保しておりますので、そちらの中で今年度3件対応させていただきました。所有者さんへの了承ももちろん取りますが、間に合わないときはまず駆除してしまってから事後報告になってしまったケースもございました。

また、一般の方の所有の土地を公園として整備して行政区が管理しているというところもありまして、そこの木の根元に巣ができてしまったというのもありまして、そちらについても管理者がどこなのか、その所有者なのか行政区なのかというところで、時間もかかってしまっても危ないということで、こちら緊急で対応したというケースがございました。

来年度も引き続き、この緊急対応費は計上させていただいております。

以上です。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 中小企業退職金共済制度の補助金につきましてお答えいたします。

御質問にありましてとおり、中小企業の従業員さんが退職金共済契約を締結していただいて、12か月以上掛金を納付していただいた方を対象に、掛金の一部を補助するものです。

実績でございますけれども、ここ最近ですと令和元年度からなんですが、令和元年度が44社で110名の方ですね、補助金としては79万2,000円。令和2年度が33社、66名の方です、47万5,200円。令和3年度が32社、66名の方、47万5,200円。令和4年度が37社で101名、72万4,800円の補助金の支出となっております。近年の状況としてはそういう状況になっております。

以上です。

○柳井委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 農業委員会事務局、榎本です。よろしくお願いいたします。

御質問にありました、農業委員会事務局の事業の再編につきまして、令和6年度予算では前年度まで5つに分かれていた事業を、予算の編成方針に従いまして事業内容の見直し及び精査を行って3つの事業に再編いたしました。

前年度ありました2つの事業である農地基本台帳を管理する事業及び農業委員の農政活動を支援する事業については、旅費や負担金などの人に関する部分を農業委員会を運営する事業に統合いたしまして、またタブレットの利用料や通信料など農地の調査や台帳管理に関するものを、農地の利用調整を行い優良農地を確保する事業に統合しております。

続きまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数と事業内容はということなんですけれども、農業委員、農地利用最適化推進委員の人数はそれぞれ13人と、5人となっております。事業内容としましては、農地の利用調整や農地パトロールなどに関する事業内容は特に区別せず行っておりますが、農業委員は総会の議決権がありまして、議案の現地調査、総会での調査報告は農業委員のみの業務となっております。それに比べまして農地利用最適化推進委員は、参与として総会に出席し議案に対する意見を聞きますが、議決権はないということになっております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 スズメバチのことなんです、個人の場合は2分の1、5,000円の補助ということで、1回のみだったのが複数回できるという、そういうのは前向きに改善されたということは非常にいいんですけれども、気候変動によってスズメバチがいろいろと活躍する、そういうような温暖化の影響もあると思うんですけれども。申し込んだときに、個人の方が市に問い合わせた場合には、市から直接その業者に知らせるというわけにはいかないということで、一旦別なところに案内をされてそれからそこで申込みをして、それで初めて現地調査をして、スズメバチがいるかないかについても料金が発生する、それから実際に作業するときにまた発生するというようなことがあったようなんですね。やはりこういうことで、スズメバチに刺された場合、いろいろとアレルギーを持っていらっしゃる方とか命に関わるようなことも起こり得るものなので、こういうときにやはり市としてきちっと、こういう場合はこうですよという案内をもう少し丁寧とかね、それにやっていただける方法ですね、市としてはどここの業者というのを紹介できないというのは、それは分かるんですけれども、もう少しこの辺の案内の丁寧さですか、そのことについて、要するに周知方法にかかると思うんですけれどもね。それをどういうふうにか

ているのか、お願いしたいと思います。

それと、先ほど緊急で対応したということ、答弁であったんですが、実際緊急で対応した場合の支出というのが当然発生すると思うんですが、それがどこのところの中に入っているのか、その辺を確認をしたいと思います。

労働費のほうの中退金なんですが、現在このように中小企業の方がこの制度に加入した場合には働いている方に退職金の支給ができるということなんですが、この周知というのは、もうこれだけ年数経って、年度からずっと増えているということではあるんですが、まだまだそういう状況、周知できていない中小業者なんかもあると思うんですが、その辺の周知方法というのはどういうふうに、もう少し考えているのかどうか伺いたいと思います。

それと、農業委員会のほうなんですが、先ほど農地パトロールというのを月2回ですか、やっていらっしゃるというふうにあったと思うんですが、結局、農業委員さんそれから最適化委員さんも含めてやられていると思うんですが、その辺の農地パトロールの頻度、それから参加している人員の方、その辺も伺いたいと思います。

農業委員会という、やっぱり農地転用なんかが主な事業じゃないかなと思ってしまうことなんですが、そういうような事業としてどの程度の頻度があったのかどうか。その辺も伺いたいと思います。

○柳井委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 再度の質問にお答えいたします。

まず、スズメバチが巣を作ったという御相談を、市民の方から毎年たくさん御相談いただきますが、そちらを、その説明が職員によってまちまちになってしまっているところがあったと思いまして、それは大変申し訳なく思っております。業者さんにつきましても、やはりこちらからここここがいいですよとかそういうのはあっせんになってしまうので申し上げられないんですが、臨機応変に、市に登録している業者さんの一覧というのがあるものでそちらを御紹介させていただいたりとか、あとはやっぱり業者さんによっては見に来てただけでお金取られてしまったり、先ほどお話しありましたようにその都度お金が発生してしまったりというケースもありますので、まずそういったものを注意するように、見積りを取ってどこが安いとか自分でよく調べていただいたほうがいいですよとかですね、丁寧に御説明をさせていただければと思います。本当に、検索して一番上に出てきた業者さんに頼んで十何万円も請求されたということも一、二件ございましたので、そういったことも注意するようにお伝えは、うちの職員みんなで同じように説明できるように注意してまいりたいと思います。

あと、緊急対応費の予算なんですが、こちらの事業の委託料でですね、業務委託スズメバチ駆除ということで計上しております。スズメバチの駆除が2万円で2か所掛ける消費税ですね。あと、オオスズメバチの駆除費として3万円掛ける消費税掛ける3か所で、計14万3,000円で計上しております。

以上です。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 退職金共済の補助制度の周知方法ということですが、やはりホームページや広報紙等というものもちろん必要だと思いますけれども、基本的にももちろん市内の事業所さんが対象になりますので、やはり商工会さんとかにですね、協力していただいて、周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 御質問にありました、まずパトロールの頻度についてなんですけれども、月2回農業委員1名、農地利用最適化委員1名及び事務局にて行っております。年間24回のパトロールになります。

あと総会での、農地の権利の移動及び農地の転用の件数ですが、データがあります令和2年ですと権利の移動が27件、農地の転用が38件。令和3年度、権利の移動が25件、農地の転用が50件。令和4年度、権利の移動が28件、農地転用が31件ということで、総会で諮った案件になります。

以上になります。

○柳井委員長 よろしいですね。ここで暫時休憩といたします。

再開は1時10分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

午前11時59分休憩

午後 1時10分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き、予算常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。質疑のある方は御発言願います。出澤委員。

○出澤委員 お願いします。どちらもこれ2点、どちらも重複する質問になりますが、1点目が113ページ、0106、ハートフルクーポンの件なんですけれども、これは参加する店舗のほうで2%の事務手数料というんですかね、これを負担していると思うんですけれども、これはどれぐらいの金額になって、これどういったものを使う、どこに入るのかというのをちょっと教えていただければと思います。金額が分かる範囲で結構です。

もう1点が、その下0107、企業を誘致し進出希望企業を審査する件についてですが、これは新たに特定中心市街地事業所開設補助制度を創設することも含まれていたと思うんですけれども、これ一般質問等で、チャレンジショップのようなことをやるつもりはないのかという質問が複数回にわたってありましたが、これなぜ事務所に限定するのかという説明がちょっといま一つまだ足りないのかなということがあるので、それと、要は飲食店や衣料店のような商店のようものをこれに含めない明確な理由を教えていただければというのがあります。

以上の2点です。お願いします。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

まず、ハートフルクーポン券のほうなんですけど、事業者さんの負担として発行額の2%という

ことになっております。先日の場合でいけば、発行額が3億6,000万円ありますのでその2%ということで、720万円になっております。これの取扱いなんですけれども、何に使うということではなくて、事業所さんがハートフルクーポン券を商工会に換金に行くわけなんですけれども、そのときに2%を差し引いて額が換金されるという形になるので、その2%で何をするというわけではないんですけれども、換金する段階で事業者さんが2%負担をするということで、その分を除いた額が事業者さんにお支払いになるという形になります。

補助制度で事務所に限定したというところの理由ということなんですけれども、これは目的の一つに雇用という問題があって、全協などでもちょっとお話しさせていただいたんですけれども、牛久の場合には工場とかいったところの一応雇用先、就労先がある。また、商店とかお店とかについても、ある程度そういう面では就労できるようなところがあるのかなと考えておきまして、その一方でそういう事務所系のところが、牛久はあまりないという判断をしております。ですので、今回はそういう事務所系に限定をさせていただいて、多くの方、なるべくその人数を多く雇用していただけるような機会を与えられればなということで、事務所系に限定をしているというところでございます。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 再質問をさせていただきます。

その2%を引くというものは、要は例えば10万円もらえるのであれば2万円引かれるということですね。10万もらったら2,000円か、2%。その2,000円は商工会が手間賃と言ったらおかしいですけれども、(不規則発言あり)要はそれ引かれるわけですね。10万であれば9万8,000円もらえるということですね。2,000円というのは、商工会さんに入るといっていいじゃないんですか。(「入らない」の声あり)入らないんですか。(不規則発言あり)私の理解が足りないんですけれども、その2,000円は何のために引くんですかね。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 あくまでその2%というのが事業者さん側の負担になるので、それを出してもらったというか、出してもらった形になるので、換金する金額が2%引かれたものになるということですね。そのお金を商工会に渡すとかそういうのではないので。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 ちょっとこれ小耳に挟んだんですけれども、その2%を出すのが嫌で、要はハートフルクーポン券が流通しちゃっているんですよね、本来の意味とは違うところで。換金せずに、それを支払いに充ててしまうというような事案が発生しているようなんですよ。言っていること、何となく理解できますかね。例えば、僕もこれ土浦でプレミアム商品券というものを事業者として参加しているんですけれども、これ僕は100%換金しています。手数料もかかっていないんですね。例えば僕が事業を行う上で、例えばガソリン代にそれを充てられるとなったら、2%分を負担したくないので、それガソリンスタンドに負担させちゃうんです。支払いにそれを使ってしまうんですね、使えるので。そういったこと、事案が起きているということなので、それって

2%の押し付けが始まっていると思うんですよね。だから、これは本来であれば、商工会に入ると僕は思っていたのでちょっとその前提が崩れちゃうんですけれども、そこは2%とはいえ、参加する商店さん、小さな商店さんに負担させるのはどうかと思うので、今後そういったことも改善の御一考をいただければと感じますので、そこは今後またそういう事業があるのであれば、ぜひとも検討していただきたいと思います。

それと、事務系に、事務所にというところですが、この企業を誘致し進出企業を審査するところには、商業地域の活性化、まちのにぎわい、魅力の創出につながる企業の進出をと書いてあるので、まちのにぎわいや活性化というのはやっぱり商店等がやっぱり数多くあることによって生まれると思うんです。僕の土浦の友人なんかから見て、例えばつくば市に飲みに行くとなると運転代行を借りなきゃいけないんですね。これ、結構今4,000円くらいかかるので、だったら電車で行けるところで飲みたいという意見があるんですね。例えば、牛久市、牛久駅前にそういった飲食店がたくさんあれば電車で飲みに来るんです、土浦から。で、電車で帰れるんですね、運転代行を使わずに。というようなことがまちの活性化につながる。これ、逆に、ひたち野うしくではそういうことが多少起きていまして、ひたち野うしくの駅前というのはかなりテナントができて、飲食店が増えたんですね。週末なんか結構若い人があふれているんです。ちょっと、僕、近くに住んでいてうるさいなと思うくらいなんです。そういったにぎわいの創出にはつながると思うので。これもまた、今年度はこれでスタートすると思うので、これに固執せず幅広く検討していただきたいと思いますので、答弁必要ないので、御一考、これからもよろしくをお願いします。

以上になります。ありがとうございます。

○柳井委員長 ほかに質疑のある方、伊藤委員。

○伊藤委員 よろしくお願いいたします。

それでは、113ページの0104、消費生活センターを運営するの、こちらの職員何名かということと、あと相談内容にはどのようなものがあるかについて伺います。

それから109ページ、0105、耕作放棄地の拡大を防止する、こちらの防止策を伺います。

それから、131ページの0107、危機管理体制を整えるで、洪水ハザードマップ作成の内容について伺います。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 私のほうから消費生活センターに関する御質問にお答えいたします。

まず、相談員ですが現在2名の体制で行っております。相談内容につきまして、最近の多いところといいますと、これ以前からなんです、やはり通信販売とかで1回だけの購入のつもりで買ったものが定期購入になっていたとかというのが非常に多いです。あとは、SNSの投資の広告なんかからアクセスをしてしまって、結果的に気づいたら高額の契約をしてしまったとかですね、そういうのがこれは以前から多くなっていて、ここ最近多くなってきているのが自宅の固定電話に自動音声で、例えば〇〇法に違反しているのであなたの電話を停止しますとか、電気料金

未払いなので停電にしますとかという自動音声でかかってきて、これがいわゆる大手の通信事業者さんとか、電気事業者さんの名をかたって、そういうのがかかってきておりますので、それで不当な請求をしてきたりとか、個人情報聞き出すような内容のものが、これは最近になってちょっと増えてきているという状況です。

以上です。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 耕作放棄地の拡大を防止する事業の事業内容につきましては、こちらの事業をもって市が直接耕作放棄地対策を実施するものではなくて、今現在グリーンファームが市の耕作放棄地対策として実施しておりますけれども、グリーンファーム設立当時から市のほうで購入した農業用機械、トラクターであるとか、草刈り機械だとバロンですとかそういった機械、牛久市所有の機械を使ってグリーンファームが耕作放棄地対策として荒れた農地を解消したり、畑に戻したりという作業を行っています。そういった機械関係の維持管理費ですね、車検であるとか、保険であるとか、そういったものに関する経費でございます。

また、そういった耕作放棄地対策の拠点でありますグリーンファームの建物、これも牛久市所有でございますので、そういったものの管理費用ですね、浄化槽の管理であるとか、そういった設備保守管理の費用をこの事業で支出しているというところでございます。

以上です。

○柳井委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島でございます。よろしくお願いいたします。

洪水ハザードマップについてなんですけれども、下水道事業会計のほうにある内水ハザードマップは下水道課なんですけど、この洪水ハザードマップについては、申し訳ありません、防災課の所管になりますので、よろしくお願いいたします。

○柳井委員長 市民部所管ということでね、了解いたしました。伊藤委員。

○伊藤委員 失礼いたしました。分かりました、ありがとうございます。

再質問で、消費生活センターの、先ほどの相談内容の中で、最近SNSの投資の広告とかというのがよく結構ニュースとかでも取り上げられたり、割と結構ある、増えているのかなと感じておりますけれども、あと固定電話でのとかということで、実際にそういった詐欺的なのかそういったことで、こういった相談というのは、もう既に被害に遭われてからの相談であることなのか、それを相談されて防止することができたのかどうかというのは、把握されている限りではどんな状況があるのかなというのを、ちょっと分かればお聞きしたいのですが。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 相談に来られるのは、やはりそういう契約をしてしまったので解約したいとか、そういう形がやはり多いです。やはりなかなか、相手さんといいますか、そういうところも巧妙にやっていて、単純にクーリングオフができないとかそういう状況もあるんですけれども、できるだけその中で対応できるようなものをちょっとアドバイスしながら、対応させていただいているというところですね。

以上です。

○柳井委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。以上です。

○柳井委員長 ほかに質疑のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 私も今の消費生活のところをちょっと伺いたいと思います。相談員の方は2人ということなんですけれども、相談員に対する研修体制というのはどうなっているのか。今もいろいろと巧妙な手口でいろいろと被害に遭う方、今日あたりもまた、牛久ではありませんけれども、大きなお金を振り込んでしまったとかという話もあるので、その辺の体制ですね、研修体制。それと、相談場所がたしか商工観光課のところにあるというんですけれども、アドバイスを相談員にされて、その後弁護士さんとかその他法律のほうにつないだような件数とかが過去にあったのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

それと、115ページですね、建築のほうなんですけれども、0101の建築確認や建築許可の受付に伴う指導ということで、今回委託料として、多分これ新だと思んですが、都市計画のホームページ公開用データ作成というのが計上されています。今までとの何か違うところが出てきているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと117ページの、0101の道路施設を維持管理するというところで、1億4,676万円と大きな金額が載っているんですけれども、これ道路施設、多分市内業者といろいろとやって、施設を管理をするということなんですけれども、市民からもこの道路整備に関して大変私たちも要望を受けることが多いですね。市の道路補修について、計画的に実施をされているのか、それとも補修依頼が来たときなど、確認をした上で実施なのか、その辺。それとあとここに工事請負費が載っています3,000万円ですが、この維持補修の内容について伺います。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 消費生活センターのほうについてなんですが、相談員さんのまず研修なんですけれども、これは年間で、すみません、ちょっと何回か忘れてしまったんですが、ある程度定期的に、今ウェブでの研修なんですけれども、これがもう予定されていて、計画立てて相談員さんのほうに受けていただいているという状況がございます。

それから弁護士などにつなげたかというところなんですが、基本的には相談員さんのあっせん交渉ということで、事案の事実関係が非常に把握できているものであれば、本人が非常に高齢で交渉が困難とか、相手さんのが明らかに悪質なものであるとか、そういう場合であれば、相談員があっせんしてたり交渉したりという形になるんです。事実関係とかがやっぱりはっきりしない場合なんかも多いんですよ。そうすると、あっせんとか交渉まではちょっとできない状況になってしまうので、そこはお断りしたりするしかないという状況なんですけれども、すみません、ちょっと弁護士とかにつないだ件数があるかということなんです。申し訳ありません、今手元にその辺の資料がちょっとなくて、分からないものですから、申し訳ありません。

○柳井委員長 建築住宅課長。

○中山建築住宅課長 建築住宅課、中山です。よろしくお願いたします。

御質問いただきました、委託料の都市計画ホームページの公開データにつきまして、今までの違いはということでお答えしていきたいと思えます。

現在、建築住宅課の窓口におきましては用途地域の御相談とか、土地ごとの規制につきまして、窓口とお電話と、あとメールを中心に、市役所の開庁時間の平日昼間のみの対応とさせていただいております。現在、曜日ですとか、月曜日金曜日ですとか、あとはその時期におきまして、朝からちょっとお客様にお待ちいただく場面等も生じている状況でございます。実際、我々の窓口のほうに来るお客様は不動産業者であったり、建築業者であったり、市民の皆様が土地の売買であったり建物建設について、その規制を伺いたいということであらっしゃっている状況です。

来年度予定しております委託の内容といたしましては、ホームページ上で地番等を入力しますとその場所の地図ですとか、あと用途の種別、建蔽容積、建築基準法の制限等の一般的な不動産売買における重要事項等で記載すべき内容につきまして検索ができるようになりまして、かつ印刷も可能になるような形になります。こうすることによって、365日24時間、土曜日日曜日であっても年末年始であっても、必要なときに情報を得るような形の利便性の向上を図っていくという形でいきたいと思えます。

周知まで時間かかっていくと思うんですけども、窓口でも同様の対応をしていきたいと思っておりますので、しいては窓口対応時間のほうも、ほかの申請関係につきましてはやはり窓口とか、お電話、メール等でやり取りしていかなきゃいけない部分あるんですが、一般的な調査というところであれば、お客様にとってもメリットがあるのかなということで、国のデジタル田園都市交付金を2分の1ほど充てられまして、事業を行えるということで今回計画をしております。

以上です。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。

道路施設を維持補修するの事業の中の、道路補修についてということでお答えいたします。

まず道路補修について、計画的に実施かその都度依頼等あった場合の実施かというところとして、実際この道路施設を維持補修するの事業の中の道路補修については、市民の方からの通報であったり、あとは職員でやっているパトロール等で発見した補修箇所を、その都度随時補修している内容の事業になります。こちらは、市内業者の方と協定を年度当初に締結しまして、班割りをして、その当番さんに軽微な補修という形で補修をその都度依頼しているという事業内容になります。

また、その事業の中の工事請負費、維持補修工事という工事費の内訳なんですけれども、こちらにつきましては当番、協定を結んでいる補修とは別で、通常の工事請負契約という形で、13号線牛久町地内の交差点の安全対策ですとか、あとは市内の全区域になるんですけれどもこちらの区画線関係ですね、こちらの工事の予算、あとは道路補修協定を結んでその都度随時やっているものの中である程度規模が大きい補修修繕、工事発注しなければならないようなものを想定して、こちらのほうの予算を計上しているというものになります。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 消費生活センターのことなんですけれども、相談員の方が交渉なりをして、そこで解決すればいいんでしょうけれども、よく相談に来られる方というのはクーリングオフですか、それが終わってしまってから来るということが多いと思うんですね。どうしようもできなくて、私たちもちょっと相談に乗ったことがあるんですけども、やっぱりそういう事例というのは今後も、これだけ高齢者と言ってはいけないかもしれないですけども、そういうようなところを何か狙い打ちじゃないんですけどもね、そういうの来ている事例もあると聞いたんですね。同じ方が何度も被害に遭ってしまうと。例えば、その方のおうちの屋根が、別になっていないのに、たまたま近くに乗ったらお宅の屋根がへこんでいたよと、もうこれでは雨漏りするよということで、その方は独り暮らしの方だったので、もう慌てて契約を結んでしまったと。もうクーリングオフの日にも過ぎてしまっているんですけども、どうしたらいいんだろうなんていうのが、こちらに来たりなんかするんですね。とにかく消費生活センターに相談に行きましょうということで、行ったようなんですけれども。やはり、そういう法律の問題が分からないと、なかなか解決まではいかないというような事例が今後も多く出てくるのではないかと思うんですけども。そういうときに、もうはっきりと断られてしまうと、本当に相談される方はどこに行ったらいいんだろうと、非常に迷ってしまうので、やっぱりそういうときにもこういう方法ありますよとか、そういうところまで丁寧な対応というのをできないかどうか。市の中でできる範囲というのがあるかもしれないんですけどもね。その辺のちょっと対応について、もう一度伺いたいと思います。

それと、建築確認とかのあれで、ホームページで今後はいろいろと情報を取りやすくなるということなんですけど、365日、これはホームページで見ることができるのかどうか。あと、以前に太陽光発電のことで、やっぱり建築確認とかそういうのの見た方のことなんか聞くと、やっぱり場所とかそういうのがはっきり分からないと、どういうものが答えていただけないような状況なんかもあったので、今後はそういうような相談とか、建築確認とかそういうようなところも改善されるのか。その辺も伺いたいと思います。

あと、道路施設のほうなんですけど、結構牛久かなり舗装がうまくないというか、高齢者の方からはよく言われるんですね。これは施設の維持管理なんですけれども、段差の問題、それから道路の舗装がもう剥がれていると。一体計画的に市はやっているのかどうか、そういうようなことを私ども言われるんですけども。今回、道路補修については、業者が市内業者とさっきおっしゃっていただんですけども、どのぐらいの業者の方が関わっているのかどうか。それから、班をつくってやっているという答弁だったんですけども、市の穴が空いているだとかそういうような状況も把握というのをね、例えばそういう場所をスマホで確認するとか、そういうような、行って場所確認とかそういうのじゃなくて、そういうようなもう少しスピーディーに対応できるというか、そんなようなところというのは今後検討できるのかどうか。その辺も伺いたいと思います。

○柳井委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 再度質問なんですけど、クーリングオフが過ぎてしまって

いるのでもう無理ですというような対応はもちろんしてはいなくてですね、例えば先ほどの屋根みたいな話であれば工事をやる前に契約の解除ができる方法、でもこれは相手さんの契約の仕方とかいろいろあるので、そのときそのときで条件は違うんですけれども、そういったところを確認しながらアドバイスできるところはしていますし、先ほど弁護士さんの、例えば弁護士さんとかに引き継ぐという話があったんですけれども、引き継ぐというよりは相談員のほうが弁護士さんに相談をして、こういう案件があるんだけれどもどうでしょうかという相談をさせてもらって、それをもってまた消費者の方にアドバイスをしていくというような形も取っています。場合によってはもちろん警察とかにも情報提供したりというようなこともございますので、今後もそういうところは引き続き続けて、消費者の方に寄り添った対応ができるようにしていきたいと思えます。

以上です。

○柳井委員長 建築住宅課長。

○中山建築住宅課長 公開データのほうの、ホームページに載せるかというお話いただきまして、原則ホームページで当然リンクを張っていきたく思っております。システム構築上、できれば、例えば牛久市用途地域という検索でクラウドのシステムのほうが一番上に来るような形で、業務委託では相談していきたいかなと思っております。

また、今回スタートする部分につきましては、あくまでも土地計画の用途地域ですとか、建築制限というところからスタートしていく形になりまして、やはり従来どおり個別の御相談の案件ですとかそのあたりにつきましては従来どおりの対応で、窓口ですとかお電話でのお問合せの対応になっていくかと思うんですが、将来的に運用していく中で、ある程度個人情報とかそのあたりを鑑みながら、載せられるようであれば将来的にはそのシステムに情報をいろいろ入れていきたいと考えております。

地番が分からなくてちょっと対象地が分からない、確かに窓口のほうでそういう対応をしてしまう職員もおったかもしれませんが、その辺はちょっと教育しながら改善していくとともに、今回のシステムでは都市計画図のほうの地図として出てきますので、地番が分からなくても大体の位置で色分けとか、用途地域等分かるようなシステムを考えておりますので、それについてはちょっと、利用者にとって使いやすいものは何かというところを委託の中で検討していきたいと思っております。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路補修の件についてお答えいたします。

補修のほうですね、こちらの段差とか舗装の剥がれ等が至るところにあって、スピーディーに補修をとるところなんですけれども、まず計画的にというお話の中で、舗装、アスファルトだけ舗装ですね、車道の舗装につきましては一応舗裝修繕計画というものを策定してその計画ののっかって、ちょっと別の事業にはなるんですけれども、そちらのほうで舗裝修繕の工事を計画ののっかって実施しているというところでありまして、歩道ですとか、今言ったそういったところの小規模な修繕につきましては、先ほどのお話ししたとおり通報やパトロール等で、その都度実施

しているという状況であります。

道路補修の協定のほうなんですけれども、市内のたしか26社前後で、市内業者さんと協定の締結をさせていただいて、当番に割り振って、その都度修繕を依頼しているという状況になります。

スピーディーに直すというところで、スマホ等を使ってというお話もあったんですけども、まずは補修をするにしましても、その壊れ具合とか補修の状況を確認しなきゃいけないので、そういったところは直接担当の職員が現地を確認して、内容、修繕方法等も調査、精査いたしまして、その補修業者さんへ依頼しているという状況になります。連絡等が入った場合には、緊急性も含めてその日もしくは次の日には現地は職員が確認してやっておりますので、そこから業者さんへの依頼という形になりますので、今のところスマホ等を使ったパトロール体制とかというのは、今現在はやる予定ではありません。

以上です。

○柳井委員長 ほかに質疑ございますか。(不規則発言あり) 連続で、遠藤委員。

○遠藤委員 117ページの、0102の狹隘道路拡幅整備をするということなんですけど、昨年度の当初予算が3,000万円の計画だったんですけど、今回6,440万円ということで大幅に増えていますので、ちょっとその内容を伺いたいと思います。

それと、123ページの、0105ですね、都市公園と一般公園を安全に管理するというところなんです。市内の公園数、それとあと管理状況ですね、それとか遊具の点検とかそういうのもあると思うんですけど、そういうような状況などはどうなっているのか。この中で、解体撤去工事というのが計上されておりますが、この内容について伺います。

それと、ページ125ページです。下の0101、市営住宅の建物を維持管理するということです。令和6年度の事業内容を伺います。現在の市営住宅の状況、以前は建て替えの計画があったと思うんですけど、今後そのような計画についても検討されているのかどうか伺います。

以上です。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 狹隘道路を拡幅整備するの事業のほうで、今年度が3,000万円近くだったのが令和6年度で6,444万円という予算で上がっているということなんですけれども、この事業では今年度から来年度にかけて2路線の路線の整備を継続してやっているところなんですけれども、昨年度は測量でしたり補償算定等の事業を実施しまして、令和6年度予算、今回の予算の中では2路線ともその工事が入っております、こちらが昨年度よりも予算として増えたというところの原因ですかね、要因となっておりますので、昨年との違いはその工事費が増えたというところになります。

以上です。

○柳井委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 都市計画課です。

市内都市公園数、市内の公園ですね、都市公園がまず23個ありまして、一般公園が122ご

ざいます。合わせて145あります。

こちらの中で、先ほど解体撤去工事の内容ということでした。こちらはみどり野第2街区公園、あと、みんなの家公園にある遊具を撤去するということになっております。

先ほど、遊具の点検ということのお話もありました。こちらは事業が違うんですけれども、0102の公園緑地街路樹を維持管理するという中で、こちらの委託料、設備保守管理というところがございます。こちらで公園遊具点検を実施しております、107公園で、こちらは296の遊具数ですね、こちらを年1回確認しております。

以上です。

○柳井委員長 建築住宅課長。

○中山建築住宅課長 建築住宅課です。

令和6年度の事業内容及び市営住宅の状況、建て替え計画はという御質問いただきましたので御答弁させていただきたいと思っております。

現在、牛久市の市営住宅につきましては管理戸数266戸ございまして、入居戸数といたしまして3月1日現在177戸の世帯の方が御入居されております。そのうち木造の住宅は46戸、RC系の市営住宅には131戸の方が御入居いただいております。

今年度6月に新規募集、空き室の募集をしましたところ、9戸の募集に対して4戸というような応募状況でございまして、内訳的にはほとんどが単身者用の高齢者の方の応募ということで、ファミリーのほうの応募がちょっと現在非常に少ない社会情勢になっております。

また、平成31年度に計画いたしました超寿命化計画に基づきまして、市営住宅の長寿命化工事ですとか、木造住宅の再編を行っております、来年度につきましては長寿命化計画の見直しを実施をしていこうと考えております。

その中で、現在令和3年度に一度工事の予算を立てていただいた猪子住宅の建て替えの内容につきましても、再度、ウッドショックとか今資材の高騰で、かなり高騰している状況ですとか、あと入居者の方がやはり生活保護になっている方とかが猪子ですと10名くらいいらっしゃるりとかしまして、その建て替え後の入居でやっぱり家賃が上がってしまうというような問題もございまして、住民との意見交換も含めまして、再度今、資材高騰の中でどれぐらいの戸数が必要かどうかということも含めて、長寿命化の策定の変更を行いたいと思っております。

来年度の予算の中では、木造の落合住宅につきまして分筆測量費を計上してございまして、木造の落合住宅、新山住宅、猪子住宅につきましては再編という形は継続しておりますので、落合住宅につきまして一定の入居者がまだいらっしゃる状況なんですけど、やはり全ての土地が道路と敷地が一筆になってしまっているような状況もありますので、新山住宅の際にも同じような問題がありまして、売却に向けてそちらの準備をちょっとしていきたいと考えてございます。

住宅については以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今の市営住宅のことなんですけれども、長寿命化計画のことも見直しをしていくということなんですけど、その方向性はどうかということをもう一度伺います。

それと、先ほどの道路と家屋のが一体になっているということで、この分筆測量というのがそれに当たるのかどうか、その辺をもう少し詳しくお願いします。

それから、解体撤去工事というのがのってました。工事請負で111万8,000円ですね。これほどこの解体撤去をする予定なのか、その辺も伺いたいと思います。

それで市営住宅が、先ほど9戸募集で4戸しか入らなかったということなんですが、主に単身者ということで、やっぱり市営住宅というところで、一般の住宅、アパートに入るよりかはやっぱり安価というのが皆さんの中の統一した認識ではないかと思うんですけども、この市営住宅自体が古いといったらあれなんですけれども、何か以前にやっぱり建てられているので、部屋取りとかがかなり、以前に比べ、前に比べたら、現在がやっぱり手狭だというかな、何かそういう狭いということも一つのこと考えられるのではないかと思うんですが、その辺の、改築とまではちょっと行かないかもしれませんけれども、その辺の考えですね。伺います。

それと、猪子住宅が、前市長のときにあそこを整理をして大きな物を建てて、残った土地を売却をするんだという計画が以前あったんですが、現在はそういう計画についてはもう一度見直すというか、そういうようなことなのかどうかですね。市営住宅、やはり希望される方も多いと思うんですね。その辺では、十分需要があると思うんですが、そういうことも含めての計画をどういうふうに担当としてお持ちなのかどうか、その辺も確認をしたいと思います。

それと、先ほどの公園の遊具、安全点検とかそういうのはどうされているのか。以前にやはり公園で、使い方にもよるんでしょうけれども、事故なども発生したようなこともあると思うので、その遊具の安全点検ですね、それを定期的に行っているのか、前は目視、目で見てというのもあったんですが、そういうものじゃなくて、老朽化でいろいろと事故なども防ぐためには必要ではないかと思いますが、その遊具等の安全点検についてどうなのか、伺います。

それと、狭隘道路なんですけれども、今回の計画の中身では分かりました。市内には、このように狭隘道路、狭い道路、どのような、どのくらいあるのかどうかですね、やっぱりそれによって計画を持って実施をしていくのかどうかということが問われると思うんですが、その辺の把握はどうなっているのか、伺います。

○柳井委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 狭隘道路、どのくらいあるのかというところなんですけれども、こちら国の補助を使ってやっておりまして、4メートル未満の道路を4メートル以上にするという中で、国の補助を活用しながら整備しているところではあるんですけども、この4メートル未満の道路というのがもちろん市内にはかなりの数ありまして、正直ちょっと全延長で何メートルあるかというところまでは把握はできていないんですけども、特に団地内とか住宅がついていて、セットバックはしているけれども、道路として4メートルでの整備ができていないというところをメインにというか対象に、補助の対象にもなりますので、そういったところを重点的に整備していきたいとは考えております。

以上です。

○柳井委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 都市計画課です。

公園の安全点検ということでした。こちら遊具の点検を、資格を持った専門業者が年に1回行っております。こちらは、先ほどの公園緑地街路樹維持管理するの委託料、設備保守管理のところで、公園遊具定期点検業務ということで269万5,000円の予算を上げさせていただいているところです。

以上です。

○柳井委員長 建築住宅課長。ちょっとマイクを近づけて、よろしくお願いします。

○中山建築住宅課長 御質問いただきました長寿命化の方向性等につきましては、現在かなり悩んでいるところでございます。来年度の、今御質問いただいた事業の中で、幾つか長寿命化につながるような内容もございまして、先ほど猪子住宅とか募集の部屋が狭いということで、なかなかこの猪子住宅の再編事業という形になりますとかなり大きな費用がかかってしまうということはおもう明らかなので、現在できることは何かというところでいきますと、やはり非木造の市営住宅のほうの空き室も今増えている状態ですので、そちらを補助金も使いながら少し、間取りなども昔ながらの間取りではなくて、2部屋を1つにするとか、独り暮らしの高齢者の方が住まいやすいようにそれぞれの幅とかですね、バリアフリーというところまで行けるかどうかというのはあるんですが、機能向上させながら空き室の改修というところも来年度は予算を予定しております、場所はちょっと神谷と南浦と予定をしているんですけども、猪子住宅の、例えば木造住宅でお住まいの方がやはり今古くて住みにくいということであれば、転居も含めて御案内していきたいところですし、また市営住宅としては受皿がやっぱり必要ですので、今回1月にちょっと募集を、空いているところもかけていきたかったところがあったんですけども、ちょっと地震等がありまして、緊急用ということで県のほうにちょっと6戸提供するような形をしまして、ちょっと延期をしている状態なんですけど、来年度入りしましたら、今年度4部屋さらに整備をして、ユニットバス化をして住まいやすくした南浦住宅等もございまして、前半のうちに募集をしていきたいと思っております。

御質問にございました解体撤去工事、こちらにつきましては6号バイパスのほうの収用で、南浦第2住宅の駐車場が当たっております、そちらの現況復旧費という形で計上してございます。

また、あと分筆測量等の木造の再編というところを、方向性としては今現在維持しているところではございますので、長寿命化計画でそのまま方向性としては、例えば今の猪子以外の木造住宅地については売却というような流れになるかもしれませんし、ちょっとやっぱり需要に応じて、再度検討し直すということも含めて、長寿命化の計画の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○柳井委員長 ほかに質疑ございますか。

それでは、以上で環境経済部、建設部等所管の質疑を終結いたします。ありがとうございました。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は2時15分といたします。

午後 2 時 0 3 分休憩

午後 2 時 1 8 分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

令和 6 年度特別会計及び事業会計予算を議題といたします。

まず、議案第 25 号、令和 6 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部、渡辺です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

令和 6 年度の予算につきましては、歳入歳出ともに 71 億 4,984 万 7,000 円で、令和 5 年度当初予算と比べまして 5 億 7,180 万 1,000 円、マイナス 7.4% の減額計上となっております。

主な歳出の状況ですが、保険給付費を 50 億 1,350 万 4,000 円計上しており、前年度 56 億 2,095 万 2,000 円と比較すると 6 億 744 万 8,000 円の減額となっております。

保険給付費の内訳としては、療養給付費が 43 億 7,143 万 2,000 円で、前年度比 5 億 9,450 万 5,000 円の減、高額療養費は 6 億 1,406 万円で 1,151 万 6,000 円の減、出産育児一時金は 2,251 万円で 50 万円の減となっております。

県に納める納付金につきましては、療養給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて 19 億 5,447 万 7,000 円で、前年度比 3,415 万 2,000 円の増となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税額は 12 億 5,259 万 4,000 円で前年度比 1 億 3,426 万 6,000 円の減となっており、県支出金が 52 億 4,739 万 7,000 円で 6 億 1,699 万 9,000 円の減となっております。

なお、被保険者の推移ですが、令和 6 年 2 月末現在 1 万 6,029 人で、令和 5 年 2 月末現在の 1 万 6,871 人と比較すると 842 人の減という状況となっております。

概略の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳井委員長 これより令和 6 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を行います。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは質問をしたいと思います。

まず、国民健康保険は県の都道府県化になってからなかなか、事業自体は県のそれに沿うものになっているし、牛久市独自のものというのは大変限られたものになってきているのではないかなと思います。一つには、マル福の助成のことなんですが、子供の医療費ですね。ちょっとこれ、今担当のほうとお話をしたんですが、少し感じが違うかもしれないんですが私のちょっと調べた内容で質問をしたいと思います。

子供の医療費が、今までは国のほうで、市独自でいろいろと助成をしたときにペナルティーというのがあったようです。それを今度は国は18歳未満までをペナルティーの廃止をしたと、そういう対象になったということがありました。このペナルティーというのは国庫負担が軽減をする調整措置ということになっているそうなのですが、市はそれに該当していたのかどうか。独自の支援、国はこういうことで自治体にペナルティーを課していたということになると私は理解したんですけども、その辺の状況について伺いたいと思います。

それと、218ページ、219ページに、国庫支出金のところに国庫補助金、これに健康保険組合等の出産育児一時金臨時補助金というのがありますので、この内容もちょっと教えてください。

それと223ページの、0103の被保険者証を交付するという事業です。これは、今年の10月か12月ぐらいに保険証が廃止になる、みんなマイナ保険証になるということがもう報道でされているんですけども、マイナンバーカードを持たないとマイナ保険証というのは処理をできませんので、そういう方たちというのが多分牛久でもいらっしゃると思うんですが、その対応ですね、医療アクセスができなくなる、そういうことだけは避けなければならないと思いますので。例えば、介護施設に入所している方、病院に入院している方なども含めての対応を伺いたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 御質問の、まず子供の医療費に関してなんですけれども、制度といたしましては昭和59年からこのいわゆる医療費助成をしている自治体においてそのペナルティーを科すという制度がありまして、こちら調整交付金のほうに減額の措置がされていると。平成30年になったときに一旦未就学児に対するペナルティーというのは廃止されたんですけども、小学生以上に対してのペナルティーは引き続き今もあるという状況にあります。それを閣議決定、先日新聞報道で見ましたところ、令和6年度から18歳までのペナルティーを廃止にするという報道がありましたので、令和6年度からのペナルティーがなくなる、これまではずっと科せられていたということになります。

ただ、この調整交付金の算定方法はとても複雑でして、じゃあ実際に幾らの減額になったのかというのをちょっと試してみたんですけども、ちょっとまだ判明ができなかった、いろいろな補助金の計算の中で、ちょっと分かりにくくされちゃっているなというところが、調べてみたところ分かりました。

それから、このペナルティーなんですけれども、いわゆる現物給付、窓口で医療費を支払わないで済む方式であればペナルティーが科せられるんですけども、現金給付、一旦は払ってその後市役所に請求してもらうという形の償還払い方式にはペナルティーは課されておりません。

それから、出産育児一時金の歳入なんですけれども、出産1人1件当たり50万円の補助があるんですけども、そちらに対して3分の2が国県からの補助金ということで、そちらの歳入になっております。

それから最後に、マイナンバーカードを持たない被保険者に対する対応ということなんですけれども、通常どおり新年度、令和6年度も7月から保険証の紙ベースのものは作るんですが、国の方針で10月以降の紙ベースは廃止ということで、例えば10月以降に牛久市に転入してきた方、普通であればその場で手続をして紙の保険証をお渡しするんですが、それができなくなると。国から言われているのは紙の保険証に準ずるものとして、紙ベースの資格確認書というものを発行すると言われております。ですので10月以降、7月から牛久市にいた方には紙のベースの保険証を8月1日から来年の7月末まで使える紙の保険証を例年どおり交付するんですが、10月以降に転入された方は紙ベースの保険証の交付ができませんので、代わりに資格確認書ということ配付する、それは保険証に準ずる扱いと国から言われておりますが、それがいつまで続くのかといったところはまだ具体的には詳細は連絡、通知等来ておりません。

介護施設などでマイナンバーカードが自分では取得できないという方もいる中で、このマイナ保険証を必須のようにしているというところはなかなか問題があるという御批判もいただいておりますし、また医療機関にあってはマイナ保険証に対応していないところも、まだ100%ではないというところもありますので、この紙の資格確認書というのはそちらが解決されるまでは続くのではないのかなと考えております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、御答弁いただいたんですけれども、私が聞いたのは健康保険組合のこの出産一時金の臨時補助金のことだったんですね。出産育児一時金の繰入れについては了解していますので、この辺をちょっともう一度説明をいただきたいと思います。

それと、今の被保険者証ですね。今御答弁だと7月から新しい紙のこの保険証が出るんですか。ちょっとその辺、10月からはなくなるということで、今、高齢者の皆さんが早くマイナンバーカード作らなきゃ保険証持てないんだなんて、そんなような不安を持っていらっしゃる方がちょっといらっしゃったので、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

資格確認書というのは存じておりますので、紙ベースは10月から使えなくなると。そうすると国保については7月に新たな保険証を発行して、紙ベースだと思うんですけれどもね、それで使えることができるのかどうか。病院のほうではマイナ保険証でないというようなことを言っているところもあるので、かなり混乱するのではないかということで、その辺ちょっともう一度整理をしていただきたいと思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 すみません、まず健康保険組合の出産一時金なんですけれどもこれちょっと後回しにさせていただきます、まず先に紙の資格確認書の話なんですけど、まず紙ベースの保険証は有効期限が8月から翌年の7月末までになっておりますので、7月中に毎年市民の方にお配りしています。資格確認書は、これ牛久市独自で発行するものではないんですが、まだそのどういったひな形でやるだとか、どういう人にお渡しするだとかというところの細かい点が、市町村ごとにばらばらであっては問題もあるということで、県のほうで今取りまと

めの作業をしております。保険証を普通に1年間お渡しできる方は、どこの市町村も一緒なんですけれども、市町村によっては短期証というものが、3か月、1か月という短期証をどういった方に出すというのがあります。これが紙ベースの保険証が廃止されてマイナ保険証になりますと、短期証というものの考え方がなくなるということで、そうすると資格確認書を、滞納されている、事情もあるんでしょうが、もう全然払わない方も、満額納めている方にも、同じように保険証を取り扱うのかと。今までの短期証の取扱いと同じような取扱いはできないのかというところを、今ちょうど細かなところを県を通じて各市町村が出し合っているところですので、その点についてはちょっとまだ分からないんですが、資格書というものを受け取った方については、保険証に準ずるものとして、保険証の代わりのように使えるものだと聞いております。じゃあ、どの方に対してその資格確認書を、出さないという選択肢があるのかどうかとか、細かい点は今まさに議論されているところになっております。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 2つほどお尋ねしたいんですけれども、一つは実務的な数字のことです。被保険者について、市内の医療機関でかかる人と市外の医療機関にかかる人の割合というのを把握されていれば、その数字をお示しいただきたいことが1点目。

そして2つ目は、今遠藤委員からも出ましたけれども、国保の保険証が7月31日で任期满了というかそこで終わって、8月から新しいのになるわけなんですけれども、具体的にマイナ保険証にどういう手続、プロセスを経て代わっていくのか、その辺について少し詳しく、分かりやすく教えていただければと思います。よろしく。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 牛久市の国保の被保険者が、市内の医療機関にかかっているのか市外の医療機関にかかっているのかというデータは、国保連のほうにはデータがありますので問い合わせることはできると思うんですが、ちょっと今の時点では把握しておりません。

それから、8月からの新保険証、いわゆるマイナ保険証なんですけれども、マイナンバーカードに保険証をひもづけるという作業に、実際に保険証、紙の保険証は必要ありません。保険証番号も必要ありません。マイナンバーカードをマイナポータルというサイトに入れまして、読み込ませまして、4けたの暗証番号入力した上で保険証にひもづけるというチェックをかければ、それでマイナカードが保険証の代わりになるというものです。そのマイナ保険証、一度ひもづけましたらば、例えば国民健康保険から就職して社会保険に替わったとか、また社会保険が会社を辞めて国保に替わったとか、そういう手続は役所で必要なんですけれども、保険証が替わったたびに、マイナ保険証にひもづける必要はございません。一度ひもづけを行っていただければ、保険証が社会保険から国保に替わった、国保から後期高齢に替わったとしても、その都度マイナ保険証の手続をする必要はありません。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 いや、だからね、次長ね、頭が悪いんでもう一回聞きますが、そのマイナポータル

という、そのひもづけをする場合、そういうものの周知方法とか、どうやってやったらいいんだというようなことは、やっていただけるんですか。教えていただけるんですかね。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 マイナンバーカードを保険証にひもづける作業といたしましては、マイナポイントがありました昨年度までの末の時点で市役所に来た方は、そのままマイナンバーカードをひもづけたいということは職員や派遣職員が代わりにひもづけを行っておりました。それ以降、ひもづけたいんだというお話があれば、その都度やり方をお教えしますし、場合によっては市役所に来ていただいて、本人から了解が得られれば、職員が代わりにひもづけの作業をやっているということもございます。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、次長ね、私なんかも含めてそうなんです、ひもづけ作業をやっていない人というのも結構いると思うんですよ。そういう人に対してはどういう指導をしていただけるんですか。何か通知かなんか出していただけるんですか。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 すみません、今国のほうの厚労省のサイトを見ましたところ、ひもづけを行わずに最初に医療機関に行って、そのまま顔認証の機械にマイナンバーカードを読み込ませたら、そのままそこで登録ができるそうです。なので、マイナンバーカードを持って医療機関に行っただけであれば、ひもづけていなくてもその1回目の作業でひもづけがなされるということです。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうしたら、その手続の件は分かりました。

そうしたら、もう1点だけ確認しますね。今までは、一年一年保険証が発行されていたわけです。先ほどの御説明によると、今度1回ひもづけすれば、一回一回の切替えは済まなくていいということなんですけれども、例えばですよ、国保税を滞納してしまった場合、そういう場合はどういう扱いになるんですかね。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 御質問の問題が実は解決されていなくて、私たちが今、それがどうなるんだろうという戦々恐々としておまして、これまでであれば紙の保険証は1年に1度、有効期限が切れたらば市役所で手続をしなくちゃいけない、納めていただいている方は自動的に郵送しましたが、滞納がある方には手続をしてくださいということで、納付のお約束をしていただいて、満額ではなくてもお約束を守っていただいている方にとっては3か月の有効の保険証、お約束を守っていただけない方にとっては窓口に来た場合に1か月間だけの有効の保険証、短期証なんですけれどもこれを出しておりました。

それが、一度ひもづけることによってもう手続はないんですが、画面で見ますと、マイナカードには書いていないんですが、有効期限というのは病院側は分かります。なので、病院側はその保険証が、読み取らせたときにこの人は有効期限が切れているということは判明することになる

はずなんです。それが、じゃあ有効期限切れていますので市役所に行ってくださいというふうになるのか、はたまたどうなのかというのは、これを県を通じて国に問い合わせているところで、ちょっとまだ国のほうから、現場の細かな実例に応じた回答というのがちょっと来ていない状態ではあります。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、その回答というのはいつ頃来る予定なの。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 正直申し上げて今のところ分からないんですが、10月に開始になるのに決まっていないと現場は混乱するので早く回答くれということは、県を通じて要望をお願いしているところでございます。

○柳井委員長 ほかに質疑ございますか。(不規則発言あり) 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 すみません、遠藤委員から質問がありました健康保険組合の一時金の内容なんですけれども、ちょっと手元に詳細な資料がありませんので、改めて後で提供させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○柳井委員長 それでは、以上で令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に議案第27号、令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

まず執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 それでは、令和6年度介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

令和6年度の予算につきましては、歳入歳出ともに65億1,776万1,000円で、令和5年度当初予算と比べまして4億483万1,000円、6.6%の増額計上となっております。

歳出では、保険給付費が59億3,871万6,000円で、本特別会計の約91.1%と大半を占めている状況です。また、前年度と比べまして3億8,265万6,000円の増額計上となっております。

今年度第9期の牛久市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しておりますが、その中での高齢者人口の推移ですが、今後も緩やかな増加が続き、令和12年には2万6,000人を超えると予測されています。高齢化率も上昇を続け、令和8年度には31.2%、令和12年には32.5%、そして令和22年には38.6%となることが予測されております。人生100年時代と言われる中で要介護者が増えるなど、特別会計予算としてはさらに膨らんでいくことが予想されます。

なお、令和6年3月1日現在の65歳以上の人口は2万5,470人で、高齢化率は30.32%となっております。

要介護認定者数ですが、65歳以上の第1号被保険者について3,637人で、認定率は14.28%となっております。

概略の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○柳井委員長 これより令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方、石原委員。

○石原委員 これを聞いていいのかどうかもまず確認をしたいんですが、介護保険サービス事業者選定委員会があると思いますけれども、これはここで聞いてよろしいんですか。それとも駄目なんでしょうか。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢福祉課、宮本です。よろしくお願いたします。

まず、内容によりましてお答えできる部分とできない部分があるかと思えます。お願いたします。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうしたら、何を聞きたいかという、保健福祉部門の答弁のときにもちょっとあったんですけども、牛久市のいわゆる施設の今後の整備計画の件なんです。たしか前の市長のときには、小学校区単位でいわゆる地域密着型、29床以下の特別養護老人ホームを整備していくことで、いわゆる広域型の特養というものは特に牛久市としては今後考えていかないということだったんですけども、過日の答弁を聞いていると、必ずしもそれにこだわるわけではない。ということは、これ反対解釈になっちゃうんですけども、広域型の特養も今後検討の一つというふうに考えていいのかどうか、そこについてちょっとお聞きしたかったんですが、いかがでしょうか。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず、施設整備計画の関係ですけども、来年度からスタートいたします第9期計画におきましては、せんだってもお答え申し上げましたとおり特養併設のショートステイを10床減らし、特養本体を10床増やすという転換をするというような方向性が一応打ち出されてはおります。いわゆる運営協議会の中で、様々な議論を経てそういった結論になったところではあるんですけども、一方で協議会の中での事務局の説明といたしましては、推計値と今後の流れ等から、現状のあとの特養のベッド数などから、基本的には施設整備、増床というのは必要ないのではないかとということもあったわけなんです。実際にはそのような運営協議会の結論になったということがまずございます。

それを踏まえまして御質問の関係なんですけれども、必ずしも地域密着型にこだわるものではないのかと、広域型も余地があるのかという御質問かと思われましてけれども、端的に結論だけ申し上げればその可能性がございますし、その余地はあるということで、今度10期、11期ということになっていくと思うんですけども、その中におきましてはその時々の方情勢であるとか、ものに基づいて様々に検討がなされるであろうということは申し上げられると思えます。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、今年の秋口に県のほうからいわゆるベッド数とか枠の数が示されると思いますが、どのぐらいの数というか、増えるのか減るのか、それともどのぐらいの、もし分かれば数になるのかということをお示しをできればしていただきたいと思えます。

が、いかがでしょうか。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 お答え前後するかもしれませんが、まず数につきましては今申しあげましたとおり10床ということではございませんので、向こう3年間、第9期の計画におきましては、ショートステイを10床減らして、特養本体を10床増やすという、数字についてはこのことで進めてまいることになります。

時期につきましても、すみません、今年の秋というようなお話ございましたけれども、これから県のほうとの実際の調整などが始まりますので、ちょっと令和6年度中に具体の動きというのは恐らく難しいのではないかと思います。今後の、実際例えばですけれども、じゃあその10床分についてどういうふうに進めていくとか、じゃあこうやって募集をかけようとか、そういう具体の動きはまだまだ白紙の状態でございます、今後詰めていきまして適時適切にお知らせしてまいりたいと考えております。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 繰り返しになりますけれども、特養の現在の待機者数、これは100でよろしいのかどうか、ちょっと確認を求めたいと思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 特養の待機者数ということで、待機者数につきましてはこちらもせんだってお答え申し上げた中にあるんですけれども、昨年4月1日時点の県の調査におきまして、特養の待機者数は96名ということがまず出ておまして、その中で要介護度が3以上であって、在宅、おうちで過ごされている方が20名というところはお答え申し上げたとおりでございます。

○柳井委員長 ほかに。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは質問したいと思います。

第9期が4月から始まるんですけれども、今回の大きな改正点が、基準額は据え置くということなんです、所得階層が今までの第9が最高だったのが13までということで広がってくるんですが、段階ごとの被保険者数ですね、それ教えていただきたいと思います。それと、増加する保険料は幾らになるのか。お願いしたいと思います。

いいですか、3点言っていていいですか。

あとですね、地域支援事業でおむつ給付金というのが第8期まではあって、今もこの第9期には継続ということでのっています。このおむつ給付金が、今度の介護保険の改定にありまして、例えば保険料に反映されているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。今は第9期のことをお伺いするので、その先というのはまだ分からないと思いますので、第9期でどのように反映されたのか伺いたいと思います。

それともう一つが、今、介護報酬のいろいろな報道が出ていますが、介護報酬が1.59と微増ということ、それと訪問介護事業所に支払われる基本報酬、これが2から3%引き下げられるというような報道も出ています。こうなると、牛久の介護保険計画、利用者とか市にはどの

ような影響が出てくるのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず、第9期計画で新たな所得階層区分ができることで所得段階ごとの人数という御質問だと思うんですけども、昨年4月1日時点のデータを試算のために第9期の13段階に当てはめたといたしますと、段階ごとの人数なんですが、第1段階が2,875名、第2段階が1,626名、第3段階が1,230名、第4段階が3,591名、第5段階が4,270名、第6段階が2,962名、第7段階が4,764名、第8段階が2,188名、第9段階が777名、第10段階が337名、第11段階が160名、第12段階が100名、第13段階が396名と試算されております。

実際には、転入転出ですとかありますのでこのとおりに行かないと思いますが、試しの計算試算ということで御了承いただければと思います。

また、それによりまして増加する保険料は幾らかということなんですけれども、軽減の影響、マイナスとなる部分と、新たな階層を設けることなどによるプラスの影響と通算いたしますと、およそ5,650万円の増額となる見込みでございます。

続きまして、おむつ給付金のことでございますけれども、まず申し上げたいのは、実際におむつ給付金を今受けておられる方等につきまして、いわゆる市民の方、利用者の方への影響というものはございません。制度そのものは存続いたしますし、対象を例えば変えるとか、要件を厳しくするとかそういったことはいたしませんので、受け手の皆様といいますか市民の皆様といいますか、そういったところの皆様への影響は基本的にはないということでもまずはお伝えしたいと思います。国のほうでいろいろ動き、動向等あったところなんですけど、やはりちょっと廃止をする、あるいは縮小するというところはやはり私どもといたしても考えられなかったところがございます。影響がやはり大きいだろうということで、その辺りは認識した上で進めてまいったつもりです。

一方で、じゃあその中でどうするか、国のほうといたしましてはこれまでの経緯もあるんですけども、基本的には第8期計画期間までよという中で来ておりましたので、今までのようなやり方は取れないという中で幾つかやり方があったんですけども、最終的に市といたしましては同じ介護保険の枠組みの中で制度は維持するんですけども、その財源といいますか、給付金の基になるお金は、第1号被保険者の方の保険料のみで維持していくという方向を取ることといたしました。これにつきましては、幾つか理由、事情はあるんですけども、結果的に第9期計画も同じような制度が維持できるという通知は結果的に国から来たものの、当時といたしましては第8期で終わりと、このやり方はもう8期限りですよというのがあった中で、同じやり方は取れないと。そうする中でどうするかということだったんですけども、やはりおむつを使って生活をされている方というのは基本的には高齢者の方、介護保険ですから何せ、高齢者の方になりますので、受益者負担ではないんですけども、やはりそういったものは高齢者の実際にお使いになるであろう方、お使いになっている方の65歳以上の方の保険料を財源として維持するべきだろうという、市町村特別給付という言い方があるんですけども、その市町村特別給付として維持していこうということで決めましたというか、そのように協議会にもお諮りをして、御議論い

ただいで決まりましたというところでございます。

それから、介護報酬の変更とその影響なんですけれども、介護報酬の変更につきましては、今委員の御質問中でおっしゃっていただいたとおり基本的には微増なんですけれども、訪問介護だけは引下げという中で、どのような影響、なかなかちょっと想像の域は出ないんですけれども、ただでさえとりわけ訪問介護の部分は人手不足が深刻であるという認識は私どもとしても持っております、実際昨年度も訪問介護事業からはちょっと撤退するというような事業者さんもあったのは事実でございます。

そういった中で、国としては基本は下げるけれども加算を取りやすくするよというような説明がなされているようなんですけれども、なかなかちょっと、在宅生活を支える要だと思いますが、そういったところへの影響は多少なりともあるだろうとはもちろん思っております。ただ実際には、4月1日以降どのような形になるかというのは見てまいりませんと分からないところではありますので、そういったところは注視はしてまいりたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 再質問します。

第9期の第1段階から13段階までの人数が、今お示しいただいたんですが、この所得金額というんですかね、その階層によって、今までは牛久市独自の、国とはちょっと、低いというかな、そんなようなところもあったと思うんですね。特に、今まで所得金額125万円のところ、所得でいいんでしょうかね、それが今度は120万円に、5万円という金額なんですけれども、国基準に合わせたということですね、その辺の考えはどうなのか。全部が国基準になっているようなので、その辺の考えですね。牛久市独自の場合には保険料自体が低いというような判断もされたようなんですが、国基準に合わせた経緯ですね、その辺も伺いたいと思います。

それと、地域支援事業でおむつ給付金、第1号の被保険者の保険料の算定のときに加算をされるという、この理解でよろしいんですかね。対象者の人数ですね、前年度と同じ金額の計上なのでそんなに大きくは変わっていないのかなと思いますが、その辺も、人数ですね。対象者は本人が非課税ということなんです、今後高齢者が増えてくると本人非課税というだけじゃなくて、課税対象の人もこういうおむつを必要になってくる人もいるのではないかと考えるんですけれども、その辺の考え、本人非課税だけじゃなくて、本人課税というところの検討なども今後されていくのかどうか、その辺を伺います。

それと、介護報酬が確かに微増で、訪問介護のほうが基本報酬が引き下げられると。介護事業者が撤退ということも既にもう出ているわけですよ。そうすると、やっぱり利用者の方が、本来受けられるサービスというものが限定というかな、それがされていくというようなことも考えられるのではないかなと思うんですね。今、国は施設ではなく在宅を重視をしているというところでは、この部分については大きく影響が出てくるのではないかと考えるんですが、現在の介護の事業所ですね、そのところも赤字が多いというふうにも聞くし、そういうところを市としては何らかの対応策というのは取れるのかどうか、その辺も伺います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 まず、第9期における所得段階だけではなくて、その金額の区切りですとか、いわゆる基準額に掛け算する係数とか、そのあたりを市独自基準から国基準に変えたというか、変更した経緯とか、事情とかそういったことかと思うんですけども、これも過日お答えした部分でもあるんですが、まず国といたしまして現行の第9所得段階から第13所得段階まで新たな所得階層区分をつくったということの趣旨といいますか目的としましては、いわゆる応能負担という部分と所得再分配機能というその2つの単語で多分説明されると思うんですけども、そういうような趣旨、意図があつてのことであるとまず認識しております。であるならば、牛久市として独自の基準を使って、いわば緩和をされるといいますか、ということはそぐわないといえますか、整合性が取れないんじゃないかというようなこともありまして、実際運営協議会の中ではどちらもお示ししております。国基準だとかいうふうになりますよ、市独自基準を続けるということになりますよと違いは明確にお示しをした上で、まずじゃあ市基準を維持しますか、国基準にしますかということを入り口でまず御検討、御議論いただいて、決めていただいた上で、では保険料はというような2段階での御議論をお願いした経緯がございますので、そのあたりは、やや手前みそになるかもしれませんが、事務局としては必要な御説明をさしあげた上で御議論いただいたと思っております。とりわけ、125万円という数字が出ましたんですけども、恐らく第6所得段階の部分だと思います。現行市基準ですと合計所得金額が125万円未満の場合は同じ第6所得段階で係数が1.15、それから新しい来年度以降ですと120万円未満が第6所得段階で1.20となりますので、これ例えばですけども123万円の人が出た場合、今の仕組みであれば第6所得段階で年額6万9,000円であるものが、新しいものと第7所得段階で年額7万8,000円なるという、そのあたりの御質問といえますか、観点からのことだと思うんですけども、実際そのように新しくできた所得段階だけではなくて、そういう第9段階以下の方であっても、基準額こそ据置きにできましたけれども、実際の御負担は増えるというところがあるのは事実でございます。

これは、先ほど申しましたように、やはり応能負担、所得再分配機能ということに加えて、やはり介護保険制度の持続可能な維持という部分もございまして、そういった観点からこのようなことになっております。やはり全体的に、国標準ということで、第1から第13まで維持するといえますか、そのまま制度を使うということで、部分部分を緩和したり、部分部分を厳しくしたりということではなくて、全体としてそのまま整合性を保って、このような結論に至ったというふうになります。

それからおむつ給付金の部分、保険料に加算してという、そのとおりでございますけれども、おむつ給付金を第1号被保険者の保険料で全額賄うという想定試算の下でもろもろを進めてまいりました経緯がございますので、そこは織り込み済みということでおっしゃるとおりでございます。

それから、おむつ給付金の対象の人数ですね。令和4年度の実績ですと、実際は351人で、決算額としてはおよそ1,045万円ということになってございます。令和6年度当初予算におきましても、およそ400人の方で、1人当たりになりますと、年度途中から申請になる方も

いらっしゃいますし、上限5,000円に達しない方もいらっしゃいますので、ならしまして2万9,000円と見込みまして1,160万円の予算計上となっておりますので、そんなに大きくは変わらないのかなという見込みでございます。

現在、本人非課税であればというところで、今後課税世帯、あるいは課税者にも拡大をという、いかがかということだと思えますけれども、現時点では拡大の考えはございません。第9期の3年間につきましても、そこは現行の制度を維持したままでの試算想定になっておりますので、将来のことは分からない部分、見込めない部分も当然ございますけれども、現時点においては向こう3年間はよくも悪くも制度の改正変更はないものと思っております。

それから、訪問介護事業所の関係ですけれども、おっしゃるように国としては住みなれたところで最期までということでは在宅を推し進めているというのはおっしゃるとおりでございます。その中で、人手不足が深刻な中で市として何かできることはないかということだと思えますけれども、これもさきの一般質問でお答え申し上げましたが、現時点では例えば独自に処遇改善を行うとか、そういったことは考えてはございません。

以上でございます。

○柳井委員長 ほかに質疑ありますか。出澤委員、どうぞ。

○出澤委員 介護認定調査会のところで、この調査会の選定委員というのはどういった方、調査会のメンバーになっているのかちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 介護認定審査会の委員さんは全部で20名いらっしまして、5名ずつ4つの部会を構成しております。構成委員の御職業ですとかそういったことにつきまして、すみません、全てはあれなんですけれども、医師、歯科医師、薬剤師、それから実際にサービスを提供していらっしゃる事業所の代表者、ケアマネさん等々となっております。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 そうですね。何て言ったらいいんだろう、歯科医師さんとかってあまり関係ないかなと思ってしまふんですけれども、そんなことないですか。そしゃくとかいろいろな面もあると思えます。確かにそうですね。ごめんなさい。

そうですね、僕、専門知識がないので、そういう異議は言えないんですけれども、何て言ったらいいんだろうな……すみません、ありがとうございます。ちょっとまた勉強します。すみません。

○柳井委員長 以上で令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第28号、令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。まず執行部の説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 それでは、続きまして、令和6年度後期高齢者医療事業特別会計について御説明いたします。

令和6年度の予算につきましては、歳入歳出ともに27億229万9,000円で、令和5年

度当初予算と比べまして2億1,385万1,000円、8.6%の増額計上となっております。

主な歳出は、広域連合への保険料納付金と保険基盤安定納付金等で、納付金の合計は16億5,716万9,000円で、前年度と比較しますと1億2,578万円の増となっております。保険給付費につきましては、広域連合から示された予定価格に基づき9億6,235万8,000円を計上しており、前年度と比較して7,251万2,000円の増となっております。

なお、被保険者の推移ですが、令和6年2月末現在、1万4,462人で、令和5年2月末時点の1万3,534人と比較しますと928人の増という状況となっております。

概略の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○柳井委員長 これより、令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方。石原委員。

○石原委員 1点だけお尋ねしたいと思います。

収支会計なんですけれども、令和6年度のはもちろんここに示されておりますが、令和7年度以降、例えば令和7年、令和8年、令和9年、この収支の推移、シミュレーション、どうなっているのかお示しをいただければ幸いです。

以上です。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 令和7年度なんですけれども、令和5年度から令和6年度に対して、今、特会全体では約2億1,000万円上がっている状態です。そのうち約1億円、2億円のうち約1億円は保険料が、税率が上がることで決まっております、その保険料の増によって上がっております。令和6年、令和7年度の保険料は同額になりますので、令和7年度に対して保険料の増はありませんので、実際に上がるのはいわゆる医療費の部分ということで、令和6年度の75歳到達人口、それから令和7年度の到達人口もほぼほぼ同じですので、令和7年度も令和6年度と比較すると約1億円程度は上がると見込んでおります。

令和8年度以降につきますと、ちょっと見込みはなかなか難しいんですけれども、75歳以上の人口の増加が横ばいから下降してくる局面になりますので、牛久市でいうと大体1,500人ぐらいが毎年75歳になります。既存の75歳の方のうち、大体500名ぐらいの方がお亡くなりになる、なので1,000名ぐらいの増、これが75歳人口が徐々に減ります。あとは、どうしてもやっぱり高齢の方は亡くなる方も増えてまいりますので、全体の被保険者としては、今度は減っていく局面になろうかというところで、令和7年、令和8年度以降につきましては、ほぼ横ばいぐらいで、今のところ考えております。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、次長、今年度から来年度ぐらいがピークというか、マックスというか、そう考えておいてよろしいですね。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 私も、通常どおりの医療費であれば、来年度、令和7年度がピークと考えておりますが、医療費につきましては例えばお一人の方が物すごい病気だった

りけがとかで、1か月の医療費が1,000万円を超えるという方も時々発生します。また、インフルエンザではないですが風邪が流行ったというだけで数千万円単位で増えることもございますので、正直、はっきりとは分かりませんが、通常であればそのぐらいではなかろうかと考えております。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それでは質問したいと思います。

今、次長からも保険料とか人数が令和7年度がピークではないかというようなこともありました。今回令和6年、令和7年のこの2か年にわたって保険料が改正されました。今、被保険者数のことについては分かったんですが、牛久市でどのくらいの保険料が増えるのか。これをちょっと見ますと、保険料自体が前年度に比べますと9,400万円の増ということになっているんですけれども、それ以外に多分均等割とそれから所得割が変わっているので変更があるのではないかと思います。その保険料額についてどうなのかというところを伺いたいと思います。

それと、これも先ほどの国保と同じように、マイナンバーカードを持たない人、被保険者に対しての被保険者証の発行、後期高齢のほうでも同じように資格確認書を発行するから大丈夫なんだみたいなことを言っていたんですが、市として後期高齢の対応を待つだけでなく、どのような対応を今後されているのかというところを伺います。

それと、この間の健康診査のところで、課税対象になったために市のほうが負担をしなきゃならなくなったということがありましたので、この令和6年度でそのような事態が発生しないような会計になっているのかどうか、その辺確認をしたいと思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、保険料につきましては、遠藤委員おっしゃいますとおりこちらの当初予算比、保険料が9,484万6,000円の増になっておりますが、こちらの保険料、均等割、所得割それぞれ令和6年度から増えますけれども、その影響を加味したものがこちら9,484万6,000円の増と見込んで予算計上しております。

それから、マイナンバーを持たない人の対応なんですけれども、こちらは市独自ではなくて、やはり広域連合の対応ということになりますので、そちらがどのような方式でなるのかというのがちょっと詳細がやはりまだ詰められていないところがございます。基本的に今保険証をお持ちの方には届くんですが、後期高齢の場合は国保と違いまして、社会保険に行ったり国保に戻ったりということはありませんので、茨城県内であればこの市町村においても同じ茨城県の広域連合ですので、ちょっとそここのところの取扱いは国保よりは難しくないのかなとは思いますが、具体的にどうなるというところがちょっと、すみません、まだ今の時点では分かりません。

それから、消費税なんですけれども、保健福祉常任委員会のところでも説明いたしましたけれども、委託料を広域連合からもらっている自治体で、その費用が1,000万円を超えるかつ後期高齢特別会計に歳入している自治体にあっては消費税を支払わなければならない課税客体とみなされてしまうということになりまして、逆に言えば、一般会計で収納している自治体もあって、その一般会計で収納している自治体は消費税の申告義務がない、いわゆる節税のような形になっ

ているんですが、それを受けましてもう既に今年度、令和5年度の予算から、特別会計での収納を一般会計の収納にこの3月補正議会で切替えをしております、同様に令和6年度の当初予算におきましても一般会計での収納ということに変更しておりますので、令和6年度以降の新規の申告納税はございません。

ただし、令和5年度ではなくて令和4年度中の保険に関して若干残っている部分がありまして、それについては発生した場合は単年度当たり1万円に満たない額なんですけれども、もし発生した場合は最後の1回だけ令和6年度にお支払いをする必要が生じる可能性がございます。

以上です。

○柳井委員長 以上で、令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は15時30分といたします。

答弁漏れ。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 申し訳ありません。

国保特別会計での遠藤委員からの質問に後で答えると言いました、すみません、答弁漏れをしております。

健康保険組合等出産育児一時金なんですけれども、こちらは42万円から50万円に出産一時金が引き上がったときに、各健康保険組合が急場8万円の支出、それに対して通常3分の2の補助が入るんですが、逆に言うと3分の1は純増するわけございまして、そこに対して国が別途上乘せの補助を出すというふうになりまして、その部分がこの健康保険組合の補助となっております。

27件分、牛久市の計算算出方法というのが示されておまして、それによれば約27件分の実績ということで、計算上げたものが予算計上されております。

以上です。

午後3時22分休憩

午後3時30分開議

○柳井委員長 それでは、休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

ここで、執行部説明員より発言を求められておりますので、これを許します。環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 すみません、商工観光課、藤木です。

先ほど、遠藤委員より消費生活センターに相談に来られた方を弁護士へ御案内した件数という御質問いただきました。今年度は3件御案内をしております、内容については多重債務についてが全てでございます。

県の消費生活センターが指定弁護士と契約をしまして、相談できる体制を整えていただいておりますので、そちらのほうを御紹介したということです。

以上です。

○柳井委員長 それでは、下水道事業会計予算の審査に当たり、建設部より令和6年度予算位置図について配付の依頼がありましたのでこれを許可し、サイドブックに掲載しました。

これより議事に入ります。

令和6年度特別会計及び事業会計予算を議題といたします。

まず、議案第26号、令和6年度牛久市青果市場事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。環境経済部次長兼商工観光課長。

○藤木環境経済部次長兼商工観光課長 環境経済部、藤木です。よろしくお願いいたします。

青果市場事業特別会計予算につきまして御説明をいたします。

青果市場事業特別会計の予算につきましては、歳入歳出ともに1,969万円で、前年度と比較をしまして241万6,000円の増額となっております。増額の主な理由は、会計年度任用職員の報酬の改定及び期末手当の支給によるものでございます。

また、青果市場財政調整基金がないため、一般会計からの繰入金が1,196万8,000円となっております。

以上が、青果市場事業特別会計の概要でございます。

以上です。

○柳井委員長 これより令和6年度牛久市青果市場事業特別会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 1点質問します。

253ページ、一般会計より繰入金ということで、こちらは繰入れの理由をお示しいただきたいことと、あと今後も繰入れを続けていくのか、2点の質問をします。よろしくお願いいたします。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課、後藤です。よろしくお願いいたします。

市場の経営状況につきましては、取扱量については平成26年度は約847万トンあり、令和4年度は515万トンと約40%減少しております。また、市場の運営を支える手数料収入についても、平成26年度の1,000万円に対し、令和4年度は720万円で28%減少しております。これによりまして、運営経費を賄えず、一般会計からの繰入金により運営をしている状況でございます。

さらに、これまでは基金の取崩しにより一般会計からの繰入れを抑制しておりましたが、令和6年度においては基金残高が底をついたことによりまして、一般会計からの繰入れが増大している状況であります。

したがって、青果市場財政調整基金が底をついた以上、今後も一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況でございます。

以上です。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 そういう状況下にあると、ほかの団体とも一緒なんですけれども、経営面をやっば

り市が補助していくような形を取っていくと思うんですけども、これが、ここ自体がどういふふうなもとのスタンスでやっているかというのはちょっと置いておいて、繰入金を入れ続けていくのかなというふうに思うんですが、この事業をじゃあ続けていく前提で、それをやっているということによろしいですかね。再質問です。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 今後の方向性につきましては、農家や仲買人の高齢化に伴いこれまで以上の取扱量の減少が予想されるほか、施設の老朽化も考慮しなければならず、また競りを行うことのできる2名の会計年度任用職員も現在65歳以上となり、近い将来に競りそのものを行うことができるか危惧されるところでございます。

これらの状況から、早急に市営青果市場の運営の是非について判断し、対応していかなければならない時期であると考えております。市長からも、令和6年度内に方向性を示すよう指示を受けているところでございますので、令和6年度中に今後の方向性というものをお示ししたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 ほかにありますか。遠藤委員。

○遠藤委員 今課長から、令和6年度中に方向性を示すということだったんですが、青果市場というのは学校給食の食材をたしか取り扱っていたということなんですが、そうしますとそういうような、今後のことになってしまうんですけどもね、どういふような扱いに今後なるのか。確かに、今まではそういう競りをやって、この近辺ではたしか牛久だけですよね、こういう競りがあってやっていたというところ。農業をやっていらっしゃる方も高齢になったので、こちらまで持ってこれないために集荷、こちらから集めについてやっていたという、そういう状況なども踏まえまして、令和6年度中に方向性を示すということですが、学校給食のそういう食材の手だてですか、そういうようなことも含めての内容なのかどうか、ちょっとその辺を確認したいと思っております。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 これまで市場が担ってきました給食の食材の確保であるとか、小規模農家の庭先集荷の部分であるとか、当然それらに対応、補完する事業等を考えていかなければならないのかなと考えております。

しかしながら、他市町村を見ますと、やはり大規模な市場がこの近辺ですと土浦市にございますので、市内限定の野菜等に頼るのではなくて、県内産とか幅広くそういったものを求めるような形になるのも一つの手だてなのかなと考えております。

いずれにしても、そういった今まで担ってきた部分をどういふ形で、青果市場の見直しとともにですね、どういふ形で今後やっていくのかというのは、令和6年度中にちょっと考えていきたいと思っております。

以上です。

○柳井委員長 いいですか。ほかに。石原委員。

○石原委員 1点だけ、課長、確認します。

今、令和6年度中にこの事業の方向性を示すことを考えろというふうな市長指示があったという答弁があったわけなんですけれども、担当課としてはその方針の中には、事業そのものの民間等への委託なんていうことも視野に入っているのかどうか、その点だけ確認させてください。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 今後考えられる対応策につきましては、今委員おっしゃられたように民間委託であるとか、指定管理者制度を利用するとか、そういったものも含め、また今の市場用地は市道23号線という好立地なところでございますので、そういった用地を売却をして、新たな場所、それを原資として新たな場所に建てるとか、いろいろなことが考えられると思われま。

また、方法としては人員削減と、今現在もぎりぎりの人員でやっておりますけれども、そういった経営努力によって運営を継続していくか、また廃止という、4つの考え方があるかと思いません。当然、それらを総合的に考えて方針を示していくのかなというところでございます。

今後、指定管理者並びに民間委託等を考えますと、公募による業者選定等が入ってきますので、早急に方向性を出して、結論を出していきたいと思っております。

以上です。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 前向きな答弁がありましたので、6月定例議会での一般質問はこの件についてはやりません。

以上です。

○柳井委員長 ほかに、杉森委員。

○杉森委員 土浦の市場の問題、言われましたけれども、県南の各市町村における市場の存在というのはどんな状況なのか、ちょっと教えてもらえますか。

○柳井委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 給食事業がどの市場を使っているかというのは、すみません、把握をしてございませんけれども、市内の農家さんが市場に出す場合には土浦の青果市場であるとか、農協の部会であれば東京のほうに出荷、もしくは個人農家であれば、あと比較的規模の大きい柏市の市場なんかを利用しているような状況であるということは聞いております。

○柳井委員長 よろしいですか。それでは、以上で令和6年度牛久市青果市場事業特別会計予算に対する質疑は終結いたします。

次に、議案第29号、令和6年度牛久市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。建設部長。

○長谷川建設部長 建設部、長谷川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第29号、令和6年度牛久市下水道事業会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

下水道事業会計としましては、支出総額を27億7,666万3,000円とする予算を計上してございます。前年度当初予算と比較しますと4.2%、1億1,422万6,000円の増

額となっております。

予算の主な内容でございますが、収益的収支では、収入として公共下水道使用料11億2,712万6,000円、雨水処理負担金5,732万4,000円、営業外収益として長期前受金戻入が5億3,716万1,000円となっております。支出といたしましては、汚水管渠費と汚水ポンプ場費を合わせ9,257万1,000円を、下水道台帳データ作成費として299万2,000円、流域下水道維持管理費負担金として4億2,302万1,000円を計上し、汚水管、ポンプ場、流域下水道の維持管理に努めてまいります。また、減価償却費として8億6,334万8,000円を計上してございます。

次に、資本的収支では、収入として企業債が2億5,830万円、国からの交付金であります国庫補助金が2億310万円となっております。支出といたしましては汚水管渠費が2億9,725万9,000円、汚水ポンプ場費として1億3,925万3,000円を計上し、ストックマネジメント計画に基づき各ポンプ場の機械器具の更新を中心に進めてまいります。雨水管渠費としては1億2,145万4,000円を計上し、引き続き雨水管整備に努めてまいります。

以上が、令和6年度下水道事業会計予算の概要でございます。

また、先ほど委員長より御報告いただきましたが、事業箇所を示した令和6年度予算位置図、建設部下水道課をサイドボックスに掲載させていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○柳井委員長 これより、令和6年度牛久市下水道事業会計予算に対する質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは2点質問します。

4月から使用料金が値上げになります。使用料金の収入増は幾らになるのかというところ、確認をしたいと思います。

それと今、雨水の整備も大分改善をされてきておりまして、相当量の雨でもあふれるということが改善をされた、特にみどり野なんかはあるんですが、今後の整備計画、それとまた下水道管の老朽化対策というのが今度の値上げの大きな要点だと思っておりますけれども、令和6年度、この老朽化対策計画の箇所などはどうなっているのか伺います。

○柳井委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、2点の質問についてお答えをいたします。

まず1点目、下水道使用料金の改定によりましてどれだけ収入増になるかというところでございますが、これ当初予算の比較になります、令和5年度、今年度の当初予算と令和6年度の当初予算を比較させていただきますと約2億2,500万円の収入増という形で見込んでございます。

次に、もう一点、今後の整備計画、雨水のほうですね、それとまた老朽化対策、令和6年度の計画箇所ということですが、御質問にありましたとおりかなり雨水整備につきましては効果を出せているかなと考えてございます。ただ、南1丁目のほうでまだ改善すべき場所もござい

ますし、南1丁目以外でもまだまだちょっと集中したときには道路冠水等が起きているのが現状でございます。来年度、令和6年度も引き続き雨水整備を行ってまいります。

その中で、南1丁目では、某ケーキ屋さんとか某酒屋さんの前で今年度も整備をしますけれども、引き続き来年度もその続きを、雨水管整備をする予定です。こちら位置図のほうに載せておりますので、位置図でいきますと真ん中の下のほうですね、水色の枠で囲ってあります。すみません、ここにはちょっと名前載っていますけれども、1, 350ミリの管を50メートル整備を予定しています。

それと、老朽化対策につきましては、基本的には使用料の収入増だから急にスピードが上がるわけではございませんので、ストックマネジメント計画を基に粛々と進めていくという予定をしています。令和6年度につきましては、JRの横断部や国道6号の横断部、そのほか刈谷町などでのカメラ調査をこれまでしてきましたので、それを踏まえた改修に向けての実施設計、それと第2つつじが丘でカメラ調査を污水管渠としては行う予定です。また、ポンプ場では機械や電気設備の更新というものも予定をしております、令和6年度以降につきましても順次改修を進めていくという予定をしております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 値上げの金額によって下水道使用料が増えるというのが2億2,500万円という数字が出ました。それで、今この地図を見せていただいている中で、雨水管渠の管渠費ですか、内水ハザードマップという項目があるんですが、今までこういうのというのは発表していただいたのかどうか、この点について伺いたいと思います。

それとあと、雨水に入るのかな、よくマンホールに不明水というのがね、よく話題というか、なるんですが、その不明水の把握というのはどういうふうにされているのか、この点を伺いたいと思います。

○柳井委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず、内水ハザードマップについてですけれども、これまで行ってきたかという部分については今回初めてでございます。今年度、雨水総合管理計画というものを策定をして、集中豪雨が降ったときにどこが冠水するのか、浸水シミュレーションというものも今年度併せて行っております。それがまとまりましたので、それを基に来年度内水ハザードマップを策定するという形のステップで進んでおりますので、やっとな浸水シミュレーション等が終わったので、来年度ということですが。

それと、不明水の把握につきましては、これまでもストックマネジメント計画に移行する前の長寿命化計画として、東みどり野地区の長寿命化計画を行う中で送煙調査というものをしていきます。これ、污水管に煙を送り込んで、間違っって雨どい等につながっていればつながっている家の雨どいから煙が出てくると。なので、そうするとこの雨どいが間違っってつながっているなというような調査ですけれども、なかなか、行いましたけれども、全てを把握するには至らないという

状況です。

非常に、一つ一つを把握するのも難しい状況でございます。刈谷町等、つつじが丘等で行っておりますストックマネジメントのカメラ調査、実際に管にカメラを入れる調査ですけれども、こちらについても取付管が本管につながっているのは分かるんですけれども、その本管につながっている取付管がどこから来ているかはなかなか見つからないというのが実情です。

不明水という話でいくと一番多いのは、管の老朽化によって、管の接続部分であるとかマンホールとの取付け部分、その辺からの地下水の不明水というものと、あとは開発した当時ですね、工事用の排水がつながっていてそれがそのまま残っていると。これも明確にどこにどれだけあるか分かりませんが、そういうものが一番不明水の量を増やしているのではないかとこちらでは考えてございます。ですから、全てを把握するというのは非常に難しいというところでございます。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 流域の下水道の維持の管理負担金ですね。これというのは、やはり数字を把握できて、それで負担金を支払っているというふうに理解をしたんですが、そうしますと実際の量と、それからこの今の不明水が把握が難しいという中では、どのようなことでこの負担金が計上されているのか、その辺も伺いたいと思います。

○柳井委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

流域下水道の維持管理費負担金につきましては、下水道の計画汚水量に単価を掛けた基本料金と、実際に牛久市から排除した、流域に流した量掛ける単価という従量制の2種類を合わせての算出になっています。

実際に流した量については、4か所で流域につながっていますけれども、その4か所の流域につながる箇所において流量計をつけておりまして、その流量計の数値になりますので、この中には今お話あった不明水も含まれております。ですから、ストックマネジメント計画に基づいて、老朽化した管を直していくということは、先ほどお話しした管のつなぎ目とか、マンホールとの取付け部分からの不明水の浸入というものも改善をしていきますので、ストックマネジメント計画でどんどん改修していけばいくほど不明水のほうも減らせると。ひいては、維持管理負担金の削減にもつながると考えてございますので、粛々と続けて整備をしていきたいと思っております。

以上です。

○柳井委員長 ほかに質疑ありますか。ないようですので、以上で令和6年度牛久市下水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもちまして、令和6年度牛久市各会計予算審査についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後討論及び採決を行います。再開は4時10分といたします。

よろしく申し上げます。

午後3時55分休憩

午後 4 時 0 4 分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き予算常任委員会を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました 11 件の議案につきまして、順次採決をいたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第 19 号、令和 5 年度牛久市一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、令和 5 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、令和 5 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手多数であります。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、令和 5 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、令和 5 年度牛久市下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、令和 6 年度牛久市一般会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、令和 6 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手多数であります。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、令和 6 年度牛久市青果市場事業特別会計予算は、原案のとおり決するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、令和6年度牛久市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することとに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、令和6年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、令和6年度牛久市下水道事業会計予算は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長一任と決定いたしました。

これもちまして予算常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時08分閉会